

宗像大宮司時代と伝える「海灘境目之事」について

大高 広和

はじめに

古代の沖ノ島祭祀を考える上で、ヤマト王権とともにその祭祀に関与したと考えられる古代豪族宗像氏と海との関わりは、非常に重要な問題の一つである。四世紀後半からヤマト王権が沖ノ島で祭祀を行い、それと軌を一にして宗像氏との関係を深めたと考えられることの背景には、ヤマトから朝鮮半島へと向かう上で、宗像氏が「支配」する海域における船の航行の問題があったと考えるほかない。しかしながら、その海域の「支配」について具体的に裏づけることは、史料の制約上難しい。

古代宗像氏と海との関係は、勝浦潟の旧入り海に面し玄界灘を望む「海の古墳」である津屋崎古墳群（新原・奴山古墳群を含む）の存在や、それらを含む宗像地域の遺跡から出土した様々な考古学的資料から窺われる。しかし、文字史料においては次に掲げる『万葉集』巻十六があるほかは、宗像郡に「海部郷」が存在したことを伝える『和名類聚抄』郡郷部、胸形君徳善の娘の尼子娘（あまこのいらつめ）が天武天皇（大海人皇子）との間に高市皇子を儲け（『日本書紀』天武天皇元年）、その子である長屋王に

対して宗像郡の大領（宗像氏の首長）から送られた「鯛醬」に付されていた長屋王家出土木簡^①が、直接的なものとして挙げられる程度ではなからうか。

『万葉集』巻十六所収の「筑前国志賀白水郎歌」十首によれば、宗像郡の宗形部津麻呂と志賀島の海人である「淳屋郡志賀村」の白水郎荒雄とは「われ郡を異にすと雖も、船を同じくすること日久し。」という関係であった。古代宗像郡の範囲（陸域）については、筆者は西南側は相島を含む現在の糟屋郡新宮町域までと推定して^②、これは寛喜三年（一一三二）の官宣旨（後掲）における、古来沿岸への寄物（漂着物）を宗像社の末社修造料とできた範囲―蘆屋津（遠賀郡芦屋町）から新宮浜まで―も一つの根拠である。それらの沖合は、現在は宗像市の鐘ノ岬・地島・大島を境に東の響灘と西の玄界灘、と一応呼び分けられてはいるものの、宗像から見れば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏（中世は宗像大宮司家）が勢力、影響力をもっていた範囲とその時期について、その外側の他勢力との関係とともに検討を深めていく必要がある。

右の『万葉集』からは、奈良時代には糟屋郡に属する志賀島の海人とは、

協調関係にありながらも一定の線引きがあったことが読み取れる。また筆者は別稿において、『日本書紀』神功撰政前紀・仲哀天皇九年九月の記事で磯鹿海人名草に対比されて現れる吾瓮海人鳥摩呂を、宗像氏と近い関係にある相島の海人ではないかと推測した^③。しかしながら、宗像氏による海の「支配」、勢力範囲の実態について、古代史料から明らかにしているのはなかなか難しいと言わざるを得ない。

そのような中、近世の沖ノ島や宗像大社に関する史料の探索・調査を行っていたところ、これまであまり注目されてこなかった中世末期の年紀をもつ文書が、右のような課題に対する重要な情報を伝えている可能性に気づいた。門外漢ながら以下に紹介・検討し、史料的な位置づけを論じたい。

一 二つの「海灘境目之事」

今回紹介・検討する文書は、「宗像殿時代」もしくは「宗像御代」、すなわち宗像大宮司家が健在であった時代に定められたとされる、周辺地域の海灘の境界や漁場・漁業権の帰属について記したもので、沖ノ島についての記述もある。文書の写しが別の二つの浦に伝来しており、それぞれ全く知られていなかった訳ではないが、写しが作られたのは近世と考えられることもあって、踏み込んだ研究はなされてこなかった。

一つは、宗像市に隣接する遠賀郡岡垣町波津の浦庄屋に伝来した刀根家文書に含まれるもので、近世筑前の海史研究の第一人者であった故・高田茂廣氏が、執筆を担当した宗像地域の自治体史などで内容を紹介してい

る(後述)。もう一つは、福岡市総合図書館がマイクロフィルム収集資料として所蔵する奈多浦漁協文書に含まれるもので、同文書の収集にも高田氏が関与している。奈多浦は海の中道の砂州の付け根付近に位置し、北は玄界灘、南は博多湾(香椎潟)の二つの海に挟まれた浦である。近世には裏粕屋郡、現在は福岡市東区に属し、北東の旧三苦村の範囲を挟んで新宮町に隣接する。これら二つの文書の写しは、古代の宗像郡域を挟むように伝来していると言える。

ただし、両文書の構成と内容は、写しを作成・伝来する過程で改変を蒙っており、想定される原文書との関係は少々複雑である。

波津の刀根家文書^④は、No.一四三文書^⑤(赤みを帯びた横長の紙で三紙分)が「宗像御代浦々江出ル御書付」の題をもち、原文書には最後の宗像大宮司家当主とされる宗像氏貞(一五四五〜一五八六年)の袖判があったと記され、そして「一海灘の境目之事」以下、浦々の海岸の境界や漁場の帰属(漁業権)について記されている。途中までは奈多浦漁協文書の文書とほぼ同内容だが、途中から本文に続く形で、後述する永禄三年(一五六〇)十一月十日文書の写しに内容が切り替わる(以後、両文書中の海灘の境界や漁場について記した部分を「海灘境目之事」と呼ぶ)。

なお、刀根家文書には「書附諸指出控帳」とされるNo.四五A文書帳があり、これにも冒頭に「永禄三年庚申十一月十日御達宗像御代氏貞公御袖判附有之」とあるほかは、No.一四三文書とほぼ同文の写しが収録されている。同帳にはこれに続けて近世初頭から幕末に至る様々な文書が収載されており^⑥、冒頭部分もNo.一四三文書を参照して書かれたものと推測されるが、

詳細に比較してみると微妙に異なる部分もあり、断定は控えたい（以下、特に断らない限りNo.一四三文書のことを「刀根家文書」と呼ぶ）。

次に奈多浦漁協文書であるが、その一号文書（仮）宗像殿時代証拠文（写）〔津屋崎、勝浦の浦堺、上浦の浦堺の件〕の1〜3紙目が永禄三年十一月十日文書の写し（冒頭に「宗像殿時代証拠文写」と記す）で、続く四・五紙目が「宗像殿時代灘極証文写」として、「海灘境目之事」を記している（以下、特に断らない限り一号文書を「奈多浦漁協文書」と呼ぶ）。そうした構成のため、「刀根家文書」のように「海灘境目之事」の途中で永禄三年文書に切り替わることはなく、より原文書に近い内容を伝えているとみられる。

なお、永禄三年十一月十日の文書（宗像氏重臣連署奉書）については、①松崎文書館所蔵「今林文書」^⑦、②福岡県立図書館寄託「竹田文書」、③「占部文書」内「新撰宗像記考証」^⑧、④福岡市立博物館所蔵「青柳種信関係資料」^⑨に写しがあることが知られているが^⑩、①〜④に「海灘境目之事」に関する記述・文書は伴わないようである^⑪。

永禄三年文書は宗像郡の今古賀・勝浦浜と津屋崎浦との間の漁場相論に関するもので、桑田和明氏によれば、袖に氏貞の花押を据えた氏貞発給文書はこの文書に限られ、また連署人の花押がなかったとすればそれもこの文書のみで、やや特異な存在だが、偽文書と断定することはできないとされる。寛保二年（一七四二）以前に成立した^⑬は同文書が勝浦浜にあると記し、また天保六年（一八三五）に没した青柳種信の撰になる『筑前国統風土記拾遺』（以下、『拾遺』とする）の「勝浦浜」の項には「昔より

此浦と津屋崎浦との網場は、渡山の北面白石といふ地を以て境とせり。（中略）宗像家の時弘治二年十二月に此争ひ有て津屋崎を非分として、沙汰を今古賀・勝浦浜に付られしが、いく程なく永禄三年十二月にもまた争へり。此時の氏貞よりの裁許状、老臣七人の連署今に此浦に在。」^⑬とある。その種信が集めた^⑭には、永禄三年文書の写しの断簡二点に加え、津屋崎浦と「今具賀勝浦浜」との漁場相論について記す弘治二年（一五五六）十二月朔日の文書の写し二通が含まれている^⑮。永禄三年文書（のおそらく原文書）は弘治二年文書とともに、一九世紀までは勝浦浜で所有されていたと考えられる（現在は所在不明）。

先述のように「刀根家文書」は、「海灘境目之事」の今古賀・勝浦浜の漁業権に関する部分から永禄三年文書に内容が切り替わる。その構成は単純な錯簡によるものではなく、何らかの意図をもって制作されたものとみるべきであろう。ただし、結果的に全てが永禄三年段階で（氏貞によって）出された一つの文書のように見える形になっており、注意が必要である。

「海灘境目之事」についての先行研究としては、管見の限り先述の高田茂廣氏による概説・解説がある程度である。「刀根家文書」中の「海灘境目之事」については、『津屋崎町史』において、「津屋崎浦・勝浦浜間の漁場の境界について、勝浦浜側が争いの度に証拠としていたものに永禄三年（一五六〇）に宗像氏貞が発給したとされる文書（刀根家文書）がある。ただし、現存する文書は写しであり真偽のほどは定かではない。」としながら、「海灘境目之事」部分も含めて翻刻・紹介している^⑯。しかし、叙述の中心は寛永年間の津屋崎・勝浦浜間の漁場争いにあり、その他の境界・

漁場名等については深められていない。また、まだ「奈多浦漁協文書」の存在については触れられてはならず、翻刻も修正の余地がある。

また、同氏は『宗像市史』においても近世の浦について執筆しており¹⁶、「刀根家文書」に基づいて作図された「近世初頭の浦境図（海灘境目の事）」「刀根家文書」を掲載しているが（後掲図一）、本文中では特に文書および図の内容について触れていないほか、いくつか誤りがある¹⁷。一方で、「宗像郡をはじめとする玄界灘一帯の漁場は地先権は勿論のこと入合い権も含めて中世の末期にはほぼ確定していたらしく、その漁場の権利は各浦の漁業権として現代に至るまでほとんど変わることなく持続されてきた。」と重要な記述を残している¹⁸。

一方、「奈多浦漁協文書」についても、その目録に高田氏による解説文が付されており¹⁹、「とくに「宗像殿時代証拠文」（No.一）は、永禄三（一五六〇）年に芦屋から志賀島までの漁区の境が書かれた文書の写しであり、宗像郡内にも同文の写しが現存する。原本が存在しないこともあって、偽文書であるという意見が多いが、近世においてはこの文書を正当なものとして浦境が定められていたのである。」と記されている。本文書に歴史的価値を見出す姿勢は継承すべきと考えるが、本稿で言う「海灘境目之事」の部分まで永禄三年段階のものとして捉えている点には問題がある。また、その写しとは「刀根家文書」のことであろうから、宗像郡内ではない。以上のように、「海灘境目之事」について最も深い知見を有していたのは高田氏であったが、「刀根家文書」と「奈多浦漁協文書」との比較や、その内容についての詳細な検討がなされていた訳ではないように思われ

る。また、おそらく「刀根家文書」の形態・内容による先入観から、「海灘境目之事」の年代観について問題がある。両文書を詳細に比較し、全面的に検討し直す必要がある。

なお、「奈多浦漁協文書」については、『新修福岡市史』資料編中世一（二〇一〇年）において、永禄三年文書が「一一一宗像氏家臣連署奉書写」として、「海灘境目之事」が「一一二筑前国海灘境目注文写」としてそれぞれ翻刻された²⁰。両者が「継紙に一筆で書写されている」と指摘した点は重要だが、次節で示すように翻刻にはなお若干の問題がある。

二 両文書の紹介と校訂・語釈

前節に記した通り、両文書は構成が異なっていてそのまま上下に並べても比較が難しいため、便宜上、永禄三年文書部分と「海灘境目之事」とに切り分けて、校訂註と簡単な語釈を付して紹介し、次節以降において詳細な検討を加えたい（内容を上下で比較しやすいよう表示させたため、行間については文書の原状とは異なる部分がある。改行位置については基本的に文書の通り。…は紙継ぎ目）。

永禄三年文書部分については先述の①④との主な異同²¹を示し、「刀根家文書」についてはNo.一四三文書とNo.四五A文書との違いも校訂註に示した（改行位置の違いについては割愛）。原則として旧字は新字に、変体仮名は現用字体に改めた。両文書の対応部分で文字が異なる箇所については傍線を付し、片方に欠落している部分については波線を付した。

奈多浦漁協文書（永祿三年文書部分）

刀根家文書（No.一四三文書）（永祿三年文書部分）

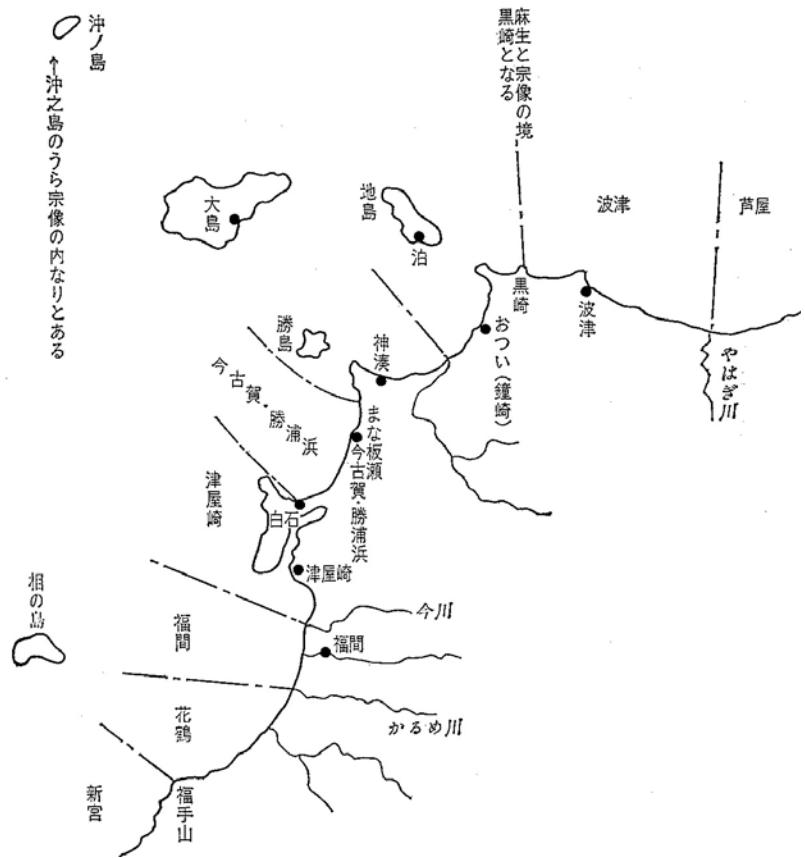
宗像殿時代証拠文写
 御判 御下御証文^{*1}
 今久賀勝浦浜と津屋崎申詰白石^{*2}
 網庭之事。^{*4} 先御代以来事、^{*5}
 …御沙汰之事泊り候処、津屋崎…^{*6}
 依令違犯^{*7} 去弘治式^{*8}
 八月晦
 両方申分対面之中、被成御尋、
 両浦申処有、其理之通落着^{*8}
 之處、猶以津屋崎浦人恣令^{*8}
 漁獵之条、両浦 公役難相勤^{*9}
 之由歎訴、遂披露之處、重而^{*10}
 以檢者相論從被相極之。両浦^{*11}
 申処明白之上御沙汰を両浦^{*12}
 被附畢。 守此旨永代無他^{*12}
 妨、白石網場如先規令進止、
 公役等可相勤之由所被仰下^{*13}
 也。
 （下段へ続く）

永祿三年 庚申 十一月十日
 于時政所吉田秀時
 和泉守 奉
 御既別当石田秀兼^{*14}
 加賀守 奉
 吉田良胤^{*15}
 沙 弥 奉
 吉田兼秀
 備後守 承
 吉田重致
 伯耆守 承
 占部賢安
 越後守 承
 深田氏俊
 美作守 承
 今久賀 勝浦浜 沙汰所
 此証文継目^{*15}
 氏俊公御直判有。

（海灘境目之事より続く）
 今古賀^{*1}
 勝浦浜と津屋崎申詰^{*1}
 白石網庭之事。^{*2}
 先御代以来御沙汰事旧^{*3}
 之處、津屋崎浦仁依令違犯^{*3}
 者弘八月^{*4}
 治二晦 両方申分対面之^{*4}
 中、被成 御尋両浦申所^{*5}
 有、其理之通落着之處、
 猶以津屋崎浦仁盜令^{*6}
 漁獵之条、両浦公役難^{*7}
 相勤之由被相究之。両浦^{*8}
 申所明白之上、御 沙汰両^{*9}
 浦に被付畢、守此旨永代^{*10}
 無他妨白石網場如先規^{*11}
 令着、公役等可相勤之可被^{*12}
 仰下也。
 （進止）
 （由所）
 （下段へ続く）

于時政所吉田秀時
 和泉守 奉
 永祿三年 庚申 十一月十日
 御既別当石田秀兼^{*11}
 加賀守 奉
 吉田良胤^{*12}
 沙 弥
 同 尚秀
 同 重致
 伯耆守
 越後守
 占部賢安
 深田氏俊
 美作守
 今古賀 かつら浜 沙汰^{*12}
 ○加賀守の裏二氏俊の
 書判有り。

<p>奈多浦漁協文書（「海灘境目之事」部分）</p>	<p>一たしのか^{*20}ミハ今久賀勝浦浜の内。 一ひら瀬ハ今久賀かつら浜の内也。 一こんそ祢ハ地島白浜の内也。 一のろ瀬ハ福間の内也。 右之通、御書附有り。前書年代記 壬寅善記元ヨリ慶長元迄と委 代々之御代書付有之也。</p>	<p>刀根家文書（No.一四三文書）「海灘境目之事」部分</p>
<p>宗像殿時代灘極証文写 海¹なだの境²目³之事。麻生⁴と宗像⁵との 堺⁶くろさきと芦屋⁷と波津⁸乃境⁹やはき。 波津¹⁰とお津¹¹ひの境¹²くろさき。おつ¹³ひと ミ¹⁴などの境¹⁵江口。神湊¹⁶と今久賀¹⁷勝浦浜 と津屋崎¹⁸の境¹⁹白石。津屋崎²⁰と福間²¹の境 いま川²²。福間²³と花鶴²⁴の境²⁵かるめ河。花 鶴²⁶と新宮²⁷の境²⁸福手山。新宮²⁹と奈多³⁰の 境³¹わらや。奈多³²と志賀³³の境³⁴志³⁵おや。 一宗像³⁶と粕屋³⁷の境³⁸花見³⁹苜⁴⁰和布川。 一おき⁴¹のおんかう⁴²・お路⁴³の島⁴⁴・相⁴⁵の島⁴⁶のはなつら と⁴⁷かぎり宗像⁴⁸の内⁴⁹なり。 一網庭⁵⁰之事⁵¹、中瀬⁵²・志⁵³お辻⁵⁴・とうな⁵⁵か乃 あ⁵⁶ミはハおつ⁵⁷ひ⁵⁸・神湊⁵⁹・今久賀⁶⁰勝浦浜 く⁶¹じ取⁶²こき⁶³可⁶⁴申⁶⁵候。 一ま⁶⁶かりか⁶⁷ミハ神湊⁶⁸の内⁶⁹。</p> <p>（下段へ続く）</p>	<p>（文書の冒頭） 宗像¹御代²浦々³江出⁴ル御書⁵付⁶ ○此所⁷二氏⁸貞⁹公¹⁰御袖¹¹判¹²有¹³り 一海灘¹⁴の境¹⁵目¹⁶之事 麻生¹⁷と宗像¹⁸との境¹⁹黒崎。 若屋²⁰と波津²¹の境²²ハやはき。 波津²³とおつ²⁴ひとの境²⁵くろさき おつ²⁶いとミ²⁷などの境²⁸江口。 神湊²⁹と今久賀³⁰勝浦浜³¹の 境³²由³³布³⁴まな板³⁵瀬³⁶。今古賀³⁷ 勝浦浜³⁸と津屋崎³⁹の境⁴⁰いま川⁴¹。 津屋崎⁴²と福間⁴³の境⁴⁴いま川⁴⁵。 福間⁴⁶と花鶴⁴⁷の境⁴⁸かるめ 川⁴⁹。花鶴⁵⁰と新宮⁵¹の境⁵²福…… 手山⁵³。新宮⁵⁴と奈多⁵⁵の境⁵⁶わら や⁵⁷。奈多⁵⁸と志賀⁵⁹の境⁶⁰志⁶¹を⁶²や。 一宗像⁶³と粕屋⁶⁴の境⁶⁵花見⁶⁶ 苜⁶⁷和布川⁶⁸。</p> <p>（下段へ続く）</p>	<p>一おき¹⁷のおんかう¹⁸・おろ¹⁹の島²⁰・ 相島²¹のはなつら²²を限り 宗像²³の内²⁴なり。勝島²⁵ハ今 古賀²⁶勝浦浜²⁷の内也。 一網場²⁸之事²⁹、中瀬³⁰・志³¹を辻³²・ とうな³³なかの網場³⁴ハおつ³⁵い³⁶・ 神湊³⁷・今古賀³⁸勝浦浜³⁹ く⁴⁰じ取⁴¹候⁴²てこき⁴³申⁴⁴候⁴⁵。今古賀⁴⁶ 勝浦浜⁴⁷と津屋崎⁴⁸申詰⁴⁹ 白石⁵⁰網庭⁵¹之事⁵²。 （以下改行して、永禄三年文書部分へ続く）</p>



図一 高田茂廣氏作成「近世初頭の浦境図」(『宗像市史』通史編第二巻より)

校訂註・語釈
 「奈多浦漁協文書」 永禄三年文書部分

- * 1 御判／＼御証文…①の袖部分には「茲ニ御判」、その下端に「御下御証文」とあり、②の袖部分には宗像氏貞の花押影のみがある。③にこの文言はなく、④は該当部分が欠損している。

* 2 今久賀勝浦浜…勝浦浜は現在の福津市勝浦。今久賀は今古賀なども記し、

勝浦浜に隣接する沿岸集落。

- * 3 白石…現在の福津市渡。渡半島の北側にある白石浜のこと。
 - * 4 庭…『新修福岡市史』および③、そして『宗像市史』史料編第二巻中世IIは「底」と読むが、「網庭」は「網場」と同様に網漁業の漁場を意味するから(『国史大辞典』「網場」の項(網野善彦氏執筆))、「庭」でよい。
 - * 5 事…他文書にはなし。衍字か。
 - * 6 之…他文書にはなし。衍字か。
 - * 7 泊り候…①～③の「旧之」の誤写であろう。
 - * 8 人…①～③ともに「仁」と作る。
 - * 9 従…①・②も「従」で、③は「掟」とする。『新修福岡市史』は「従(聡力)」としている(「聡」は「しか」と読む国字)。
 - * 10 極…「刀根家文書」も含め各文書とも「究」に作る。
 - * 11 御…①は「御」だが、②・③は「者」と作る。「刀根家文書」は「ハ」とも読める崩しの「御」で(特にNo四五A文書で顕著)、「者」が正しいか。
 - * 12 場…①～③は「庭(底)」と作る。* 4参照。
 - * 13 也…①・②・④は「也」を通常の字配りで書き、「也矣」と作る。
 - * 14 奉…②・④は「加賀守」以降すべて「同」と作る(②は「美作守」の部分は欠)。
 ①と本文書のみ、「備後守」以降を「承」としている。
 - * 15 此証文／＼直判有…①には「此御証文継目ニ／＼氏俊公御直判有り」とある。
- 「刀根家文書」 永禄三年文書部分 (「奈多浦漁協文書」と同じものは割愛)
- * 1 詰…『津屋崎町史』は「談」とする。

* 2 事。…No四五A文書ではここが改頁の位置にもなっている。

* 3 屋…「や」(No四五A文書)

* 4 脱文あり(奈多浦漁協文書の波線部の十五文字)。

* 5 者…「奈多浦漁協文書」の*11参照。

* 6 に…No一四三文書は変体仮名の「に」、No四五A文書は「ニ」に近い。

* 7 畢…「事」(No四五A文書)

* 8 仰…『津屋崎町史』は「治」と読む。同書が底本としたとみられるNo四五A文書では、確かに偏が「シ」となっている。

* 9 庚申…割書にせず(No四五A文書。ただしやや小ぶりの文字)。

* 10 ○…ナシ(No四五A文書。また「書判有り」までの部分を一行で記している)。

* 11 守…○で囲み、「裏判」と注す(No四五A文書)。

* 12 かつら…「勝浦」(No四五A文書)。

「奈多浦漁協文書」「海灘境目之事」部分

* 1 くろさき…黒崎鼻。現在の遠賀郡岡垣町波津と宗像市鐘崎の間。

* 2 と…「也」の誤写であろう。

* 3 やはさ…矢矧川。現遠賀郡岡垣町を流れる。

* 4 お津ひ…小開(おつび)の浦。『筑前国統風土記』によれば、鐘崎浦は近世初頭にこの地から移転したとされる。現在の宗像市上八付近。

* 5 ミなど…神湊。現在の宗像市神湊。

* 6 神湊…文意から、「刀根家文書」にみえる「今古賀勝浦浜の境まな板瀬」にあたる情報が脱落しているとみられる。

* 7 花鶴…花鶴浜。現在の古賀市の沿岸部、大根川(花鶴川)河口周辺。

* 8 かるめ河…荻和布川(荻目川、荻免川)。福津市の西郷川の南、古賀市との堺付近を流れる川。

* 9 福手山…『新修福岡市史』は「福千山」とする。「福年山」の可能性もあるが、いずれにしても未詳。

* 10 わらや…『新修福岡市史』は「わうや」とする。いずれにしても未詳。

* 11 志おや…海の中道(福岡市東区)の西戸崎の北岸にシオヤ鼻・シオヤ瀬、あるいは塩屋崎の地名がある。

* 12 花見…現在の福津市と古賀市にまたがる沿岸部の地域の地名。

* 13 おきのおんかう…沖の御号。沖ノ島のこと。沖ノ島を「御号島」と称した。『新修福岡市史』は「おんかう」とするが、誤り。

* 14 お路の島…小呂島。現在は福岡市西区に属するが、中世には宗像大社の社領であった。

* 15 相の島のはなつら…相島の東端に位置する鼻面半島。海中の天然橋である「鼻栗瀬」とともに県の名勝に指定されている。

* 16 網庭…「奈多浦漁協文書」永祿三年文書部分の*4参照。

* 17 中瀬…勝島の北の海域、タツノカミ瀬(たしのかみ)と一ノ瀬との間に位置する瀬。

* 18 志お辻・とうなか…いずれも未詳。大島・地島に囲まれた海域の漁場名であろう。「とうなか」は「海の真ん中」を意味する「となか」の可能性もあるが、「座中」という海域の名称に該当する可能性もある。

* 19 まかりかみ…大島の南東の瀬「マガリカネ瀬」のことか。

- * 20 たしのかミ：勝島の北の海域にある瀬。現在はタツノカミとされる。
- * 21 ひら瀬：平瀬。福津市の渡半島沿岸にある鼓島と大島との間の瀬。
- * 22 こんそ祢：未詳。
- * 23 のろ瀬：福津市の福間沖（西郷川の河口沖合い）の瀬。
- * 24 善記：中世史料に見られる大化以前の偽年号の一つで、元年は継体天皇十六年（壬寅）にあたとされる。『新修福岡市史』は「元亀カ」と傍注するが、誤り。

「刀根家文書」「海灘境目之事」部分

- * 1 宗像御々御書付：No.四五A文書では、「永禄三年庚申十一月十日御達宗像御代氏貞公御袖判附有之」と記す。
- * 2 ○此所々判有り：No.四五A文書では、「此処ニ御袖判有（但御書判也）」と記す。
- * 3 若：「芦」（No.四五A文書）
- * 4 と：ナシ（No.四五A文書）
- * 5 くらさき：「黒崎」（No.四五A文書）
- * 6 ミなど：「湊」（No.四五A文書）
- * 7 と今：「今」の右に「と」と傍書（No.四五A文書。どちらの字もほぼ同じ字形）。
- * 8 由石：ナシ（No.四五A文書）
- * 9 まな板瀬：未詳。宗像市神湊の北、草崎半島の北西端か。
- * 10 今古：No.四五A文書は「古」の右上に「今」を傍書し、No.一四三文書は「今」の下には左側に墨痕があるだけで文字は記されていないが、半文字分く

らいのスペースがある。

- * 11 白石：『津屋崎町史』は「白浜」とするが、誤り。
- * 12 いま川：行末の左の行間に記す（No.四五A文書）。
- * 13 福間と：行頭の右の行間に記す（No.四五A文書）。
- * 14 の：ナシ（No.四五A文書）。
- * 15 わらや：No.四五A文書では「わよや」（変体仮名では「王与屋」とも読める）。
- * 16 槽：「粕」（No.四五A文書）
- * 17 おき：「沖」（No.四五A文書）
- * 18 勝島：宗像市神湊の草崎半島の北、約五〇〇メートル沖に位置する無人島。
- * 19 候て：「りて」（No.四五A文書）。『津屋崎町史』は「り候て」とする。
- * 20 き：「ぎ」（「紀」に濁点）（No.四五A文書）
- * 21 今古賀々庭之事：この部分は永禄三年文書の冒頭、事書きの部分だが、「刀根家文書」の構成を分かりやすく伝えるために重複して掲載した。

三 両文書の相互の関係と史料性格について

両文書の相互の關係に注意しつつ、その史料性格（主に伝写と成立年代の問題）について考えたい。

（一）永禄三年文書部分

この部分は先述の①～④を参照することが可能であり、「刀根家文書」にある十五字の文章の脱落は、②竹田文書においてはちょうど一行分（七行目）

に当たることが注目される。②が原文書の形態を忠実に伝えているという確証はないが²²⁾、原文書か写しかはともかく、そのような字配りの文書を写し損ねた結果、脱落が生じた蓋然性が高い。ただこの脱落があっても辛うじて文意は通じるため、写した文書に既に脱落があった可能性もある。

また、「奈多浦漁協文書」の「泊り候処」^(田之処)、「刀根家文書」の「着」^(進止)「可」^(由所)などは誤写と断じてよく、特に「刀根家文書」の「者弘八月／治二晦」は、写した元の文書で「去弘一晦八月」^(去弘一晦八月)と改行によって分かれていたものを縦にながてて書写してしまったか、既に「去弘一晦八月」^(去弘一晦八月)と改行を挟んで誤って書写されていたものを同一行内の割書に直して書写したことで生まれた誤りと推定される。後者の蓋然性がやや高いと思うが、そうだとすれば、原文書から複数回の書写がなされたことになる²³⁾。波津浦において勝浦浜と津屋崎浦による白石浜の漁場相論に内容を特化させた文書を編集する積極的な意図も思いつかないので、「海灘境目之事」と永禄三年文書とを合体させた「刀根家文書」の構成は、波津浦以外で成立し、それを刀根家が入手・書写したものである蓋然性が高いと考える。

なお、和泉守(吉田秀時)の署名の位置について、②竹田文書および④青柳種信関係資料では、日付の下に「和泉守奉」、その右上に細字で「于時政所吉田秀時」と記される。紙の縦の長さの制約から、それを「奈多浦漁協文書」は日付の左に、「刀根家文書」は右に移しているが、後者は、細字の位置に引きずられてやや異例の形式となってしまったのだろう。

続いて宗像氏貞による判(花押)についてだが、「奈多浦漁協文書」は冒頭の題の次行に「御判 御下御証文」と記している。①今林文書では袖部

分に「茲二御判」とあり、②には宗像氏貞の花押を模した花押影がある²⁴⁾。それぞれ表現は異なるが、原文書には宗像氏貞の花押が添えられていたとみてよいだろう。一方、「刀根家文書」では冒頭の題の次行、すなわち本稿で言う「海灘境目之事」の直前に「〇此所二氏貞公御袖判有り」と記している。「海灘境目之事」については次項に譲るが、これは合体された永禄三年文書にあった花押のことと解釈すべきである。

また「奈多浦漁協文書」の末尾では深田氏俊の書判について「此証文繼目二氏俊公御直判有。」と記すが、ほぼ同じ文言が①に存在している(②では後欠で確認不能)。これは原文書の紙継ぎ目のこととみられ、三紙からなる「奈多浦漁協文書」の紙継ぎ目ではない。おそらく既に原文書の継ぎ目の位置が分からなくなっている文書を写しているのだろうから、先述の「刀根家文書」と同様に、複数回の書写を経ていると言えるのではないか。一方で、「刀根家文書」では継ぎ目については触れず、氏俊の書判が「加賀守」(石田秀兼)の裏側にあることを(No.一四三・四五A文書ともに)注記している。④の断簡(四〇六号)では、表面から見て「加賀守」のやや左の裏側に氏俊の書判を確認できるから、「奈多浦漁協文書」と「刀根家文書」は、この氏俊の書判に関してそれぞれ別の形で原文書の形態を伝えているものとみられる。

つまり、永禄三年文書の原文書においては「加賀守」の位置かその直後に紙継ぎ目があり(おそらく文書は二紙継ぎ)、その裏に深田氏俊の判があったことを窺い知ることができる。これは従来の①～④のみからでは知りえなかったことである。さらには、永禄三年文書にかかる情報に限って

も、「奈多浦漁協文書」と「刀根家文書」とは異なる伝写の過程を経ており、かつともに複数回の書写を経ていることが示唆される。

(二)「海灘境目之事」部分

この部分は、現段階では永祿三年文書のようにほかに写しの存在は知られていないが、両文書を詳細に比較検討することで、誤写などにより意味が取りづらかった部分などを正し、先行研究より正確に文意を把握できるように思ったと思われる。

まず両文書の関係については、一部の脱文（神湊と今久賀勝浦浜との境のまな板瀬の部分）を除いて、先述のように「奈多浦漁協文書」が原文書の原型を伝えていと推測できる。「刀根家文書」は途中で永祿三年文書の書写に切り替わったために以後を記していないのであり、「奈多浦漁協文書」のみに見える部分の内容が特に奈多に関するものではないことから、奈多浦で改変された可能性を考える必要はないだろう⁽²⁵⁾。

反対に、永祿三年文書と「海灘境目之事」を合体させ「刀根家文書」の現在の構成を作り出した主体については、時期・場所ともに特定する手がかりを今のところ見出せていない。特に波津浦やその浦庄屋であった刀根家とする積極的な理由もなく、既に他の浦で所有されていた文書を写した可能性がある。その構成は今古賀・勝浦浜の漁場への関心から生まれたものと考えられ、「勝島ハ今古賀勝浦浜の内也。」という記述が「刀根家文書」にのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』から一九世紀に勝浦浜は永祿三年文書と弘治二年文書を保有していたことが

分かるが、「海灘境目之事」については何も触れられていない⁽²⁶⁾。

「刀根家文書」が「宗像御代浦々江出ル御書付」とするようになり、永祿三年文書と「海灘境目之事」の内容は、玄界灘東部周辺の浦々で広く共有されていたことが想定される。先述のように「奈多浦漁協文書」は同筆で書かれた両文書が継ぎ合わされており、また「刀根家文書」はそもそも二つの文書内容が一つの文書であるかのように合体されている。これらは浦々において重要な記憶を共有・継承するために行われた営為と言えよう。その重要な記憶とは、宗像大宮司家によって差配・保証されていた浦々の境目や漁業権について、ということになる。

しかし、弘治二年および永祿三年文書によって証明される白石浜における漁業権はともかくとして、「海灘境目之事」が本当に宗像大宮司家によって出されたものであるのかは検討が必要である。「刀根家文書」の年紀はその体裁上、永祿三年ということになるが、ここまでの叙述で明らかでない、この年紀は「海灘境目之事」の部分には適用できない。また「刀根家文書」の「氏貞公御袖判有り」の記載は、先述のように永祿三年文書の袖判のことと考えられる。

浦々や漁場の地名などの記載内容についての検討は次節で行うが、まず注目すべきは、「奈多浦漁協文書」の末尾にある「右之通、御書附有り。前書年代記壬寅善記元ヨリ慶長元迄と委代々之御代書付有之也。」という記載である。「壬寅善記元」とは、中世史料に見られる大化以前の偽年号の一つである「善記」の元年のことで、中世には「善記」が日本最古の年号と考えられていた⁽²⁷⁾。善記元年は継体天皇十六年とされ、同年は「日

本書紀」によれば西暦五二二年（壬寅）である。史実である可能性は皆無だが、当時の人々にとってそれは有史以来と同義であったと言つてよい。

つまり、この末尾の部分全体としては、「海灘境目之事」を右の通り記す（宗像殿による）文書があり、それについては「年代記」によって有史以来（慶長元年（一五九六）まで、干支とともに詳しく代々の記録がある、と述べていると解釈される。これは中世末期もしくは近世初頭の浦々において観念されていた「歴史」に過ぎないかもしれないが、先述の高田氏の指摘の通り、「近世においてはこの文書を正当なものとして浦境が定められていた」、あるいは、この文書が有史以来定められてきた浦境の根拠史料として伝来したことは認められよう。「年代記」の内容は全く不明で推測を重ねることになるが、その「善記元年」以降の「歴史」は、今日で言う古墳時代以来宗像地域の支配者であり続けた古代豪族宗像氏から中世の宗像大宮司家に至る、「宗像殿」に関連づけて語られていたのではないだろうか⁽²⁸⁾。そしてこの末尾では、慶長元年（一五九六）までの代々の書付がある、と言っている。慶長元年（文禄五年十月二十七日改元）とは、天正十四年（一五八六）に宗像氏貞が没した後、筑前国を領有することとなった小早川隆景が、養子の秀俊（秀秋）に家督を譲って備後国三原に隠退した文禄四年（一五九五）十一月の翌年、そして隆景が没する慶長二年の前年に当たる⁽²⁹⁾。また、近年の研究によれば、益田家から宗像大宮司家に養子として来ていた宗像才鶴（益田景祥）が、兄の広兼の死去に伴って益田へ帰ってしまったのも文禄四年のこととされる⁽³⁰⁾。つまり「海灘境目之事」の最終的な成立は、既に「宗像殿」が不在となった後の慶長元年以降とせざるを得ない。

また、文禄四年から五年（＝慶長元年）にかけては、鞍手郡や御牧（遠賀）郡の一部とともに隆景の隠居領とされた宗像郡を含む小早川領全域で、太閤検地の原則に則った検地が実施された⁽³¹⁾。当時の浦に対する支配については未詳だが、小早川秀俊支配下で、検地と軌を一にして浦の支配・権利についても確認・保証が行われた可能性がある。ただその際に旧来の浦の境が大幅に変更されるとも考えがたく、結局は宗像大宮司家（氏貞）が保証していた浦々の境界や漁業権についての取り決めが追認されたのではないだろうか。

右のように考えれば、「海灘境目之事」（と同様のもの）を大宮司家が発給していた可能性は残ることになる。ただし、「刀根家文書」は「宗像御代」、「奈多浦漁協文書」は「宗像殿時代」としているだけで、「刀根家文書」の袖判についての記述を却けてしまえば、氏貞の時代に定められたという根拠もない。氏貞の時代に行われたことが確実なのは、今久賀・勝浦浜と津屋崎浦との白石浜をめぐる漁場相論について裁定したことであるが、永禄三年文書には「先御代以来御沙汰事」との文言が見えており、弘治二年文書でも同様に「先御代以来之儀」とある。桑田和明氏はこの「先御代」が氏貞の父宗像正氏（黒川隆尚）である可能性を指摘しているが⁽³²⁾、いずれにせよ白石浜をめぐる以前から漁場争いがあり、時の宗像大宮司によって裁定が下されていたことが分かる。

それがいつまで遡るのかを確かめる術はないが、正和二年（一三三三）正月九日付の「宗像氏盛事書案」（事書条々）の第十条⁽³³⁾からは、当時既

に宗像大官司家が浦・島に沙汰人を置いて支配し、海産物を徴収していたことが分かる⁽³⁴⁾。海産物の徴収の代わりに漁業権が保障されたと考えられるから、この頃から既に、大官司家は支配していた浦や島とその漁場の範囲を決定・保証していた可能性がある。

また、寛喜三年（一二三二）四月五日の官宣旨⁽³⁵⁾では、蘆屋津から新宮浜までの海岸に漂着した寄物を宗像社の末社修理料としてきたことが、「数百歳之星霜」を経た権利として謳われており、その範囲は今回の「海灘境目之事」が対象としている範囲にかなり近い（「海灘境目之事」の方が奈多浦の範囲の分、広い⁽³⁶⁾）。決定的な根拠とはならないが、この官宣旨も「海灘境目之事」の歴史性を考える上で重要な材料とすべきだろう。

「奈多浦漁協文書」の「海灘境目之事」には宛所もなく、発給者も不明である。何か元になる文書があつて、海灘の境目を定めた部分を抜粋し、前後に題と説明を加えたものようである。元になる文書は慶長元年以前、おそらくは宗像氏貞が没する天正十四年（一五八六）よりも前に遡る蓋然性は高い⁽³⁷⁾。

ほかに「海灘境目之事」の年代を推測させるものとして、冒頭の「麻生と宗像との境黒崎」という記述がある。宗像郡の東隣の遠賀郡（中世には御牧郡）の大半を戦国時代に領有していたのは麻生氏であった。当該期の麻生・宗像両氏に関する桑田氏の専論によれば⁽³⁸⁾、元々遠賀郡には宗像社の末社・社領や宗像氏の所領が少々存在していたが、明応九年（一五〇〇）頃にはそれらはほぼ失われていたらしい。しかし、天正六年の宗像第一宮御宝殿置札に「古本領被斬返在所之事、遠賀庄限蘆屋津・広渡両村」とあ

るように⁽³⁹⁾、永禄二年（一五五九）九月に大友氏の侵攻によって麻生氏が壊滅的打撃を受けた後、大島に逃れて大友氏の攻勢を何とか凌いだ宗像氏貞は、麻生氏の旧領を獲得する形で遠賀郡西部（遠賀川以西）を支配下に収めていった。これに基づけば、「麻生と宗像との境黒崎」という記述は麻生氏の没落⁽⁴⁰⁾氏貞の遠賀郡進出以前の表現、というのが第一印象である。

しかし、永禄二年の麻生隆守の自害後、庶流から入った麻生隆実は、十年に大友方に付いた麻生鎮里を氏貞の支援を受けながら上津役（北九州市八幡西区）に攻めている。隆実は遠賀郡東部に勢力を確保しよう⁽⁴¹⁾、特に天正十四年三月四日の氏貞没後、遠賀郡西部に麻生氏が再進出した可能性も考慮する必要がある。実際、その頃の文書には「麻生」と「宗像」が並称されている事例も見られる⁽⁴²⁾。ところが、天正十五年六月には小早川隆景の与力として宗像才鶴が三百町、麻生隆実が二百町の領地を筑後国に与えられ⁽⁴³⁾、宗像氏も麻生氏も宗像郡や遠賀郡の本領を失ってしまった。文禄四年の小早川隆景隠居領についての知行方目録帳⁽⁴⁴⁾は「鞍手郡／宗像郡／御牧郡」と記しており、時代が下るほど遠賀郡（御牧郡）の領域が「麻生」と呼ばれることは無くなると思われる。したがって、「麻生と宗像との境黒崎」という記述があつて不思議でないのは、氏貞の遠賀郡進出以前か、氏貞没後・麻生氏転封前の天正十四～十五年頃と言える。

ただこの記述は、後ろに続く浦境についての記述が東の芦屋から西へ順々に記されていくのに対し、唐突に冒頭に現れている。文中、波津と鐘崎（おつひ）の境であるところの「黒崎」の箇所⁽⁴⁵⁾に記せばよい内容である。また、浦境についての記述に続く一つ書きの冒頭には「宗像と粕屋の境花

見莉和布川」という記述もあり、後述のように氏貞の没前後の記述として不自然ではないが、これも文中の「莉和布川」に記すことのできる内容である。「郡境」についても言うべきこれらの記述は、浦境についての記述を挟むように配されており、相対的に後から付加された可能性がある。つまり、浦境についての記述はこれらよりも古くから存在していて、それらを宗像氏が保証していたという理解は十分成り立つのである。

以上、紙幅を費やしてきたが、「海瀨境目之事」の記述内容は基本的に慶長元年が成立の下限であるものの、中核となる浦境等に関する内容は、遅くとも宗像氏貞が没する天正十四年頃よりも前には成立していたと考えたい。それ以降の情勢によって大きく変更されているとすべき材料は特に見当たらず、有史以来かはともかく、宗像大宮司家が健在であった時代に、浦々に対する支配の前提として定め、保証していた浦境や漁場の帰属についての取り決めが存在し、小早川家支配下の慶長元年にもそれが確認されたことを伝えている史料と理解できるのではないだろうか。

四 個別の記載内容に対する検討

最後に、「海瀨境目之事」に登場する浦や境、漁場について、近代の漁場図や現代の海図なども含め、他の諸資料を参照しながら検証してきたい。本文書には、他の中世史料に見えない地名が多い。これは本文書以外に浦境や漁場の名称等を詳細に記した中世以前の史料がほぼ皆無であることによるものと考えるが、文書中の地名や記載内容が近世初頭以前のもの

として適当かどうか検討することで、前節で推測したような史料の性格と矛盾がないか確認ができるだろう。

本文書に現れる浦々と浦境、そして漁場に関しては、近世の絵図や地誌、古文書はもちろん、明治二四年（一八九二）十二月に福岡県知事に認可された筑豊沿海漁業組合漁場区域の査定書（以下、「明治二四年の漁場区域査定書」とする）とその付属図面（以下、「明治二四年の漁場図」とする）が重要な参考資料である⁽⁴⁾。近世福岡藩の漁場制度では、基本的に各浦の地先漁場区域は区画してその領分を定め、概ね沖合三里以内（島では周辺一里以内）を各浦の漁場とし、その沖合は共同漁場とされ、明治に入ってもその慣行が基本的に踏襲された。明治八年に海面の官有化が行われるが、同十七年には沿海漁業組合設置準則、同十九年には漁業組合準則が定められ、漁場区域の調整・画定が進められた⁽⁵⁾。これが明治二四年に画定された漁場区域査定で、基本的に海岸からの地先六〇〇間（約一〇八六m）は各浦の専有漁場とされ、その沖合には他の浦も含んだ入会漁場が設定されている。漁具・漁法によって具体的に内容が定められた、免許漁業権と専用漁業権が設定されたが、これらはそれまでの争論・紛争の経緯も含む、従来の慣行を踏襲した上で調整がなされたものであり、近世以前の漁場範囲を考察する上では無視できない資料と言える。

以下、「海瀨境目之事」における記載順（浦々は東→西）に検討してきたい⁽⁶⁾。

(一) 浦々と浦境について

芦屋と波津の境「やはぎ(矢矧)」

芦屋津(蘆屋津)は先述の寛喜三年(一二三二)の官宣旨や天正六年(一五七八)の第一宮御宝殿御棟上置札に見え、波津浦も後者に見えている。

「やはぎ」はその間に位置する矢矧川(遠賀郡岡垣町)で、浦境としてはその河口のことである。刀根家文書中の宝永三年(一七〇六)の「中之浜芦屋波津出入証文」によれば、波津浦の漁場の東半にあたる「矢矧川ヨリ西、汐入川ヨリ東」の中之浜では四分の一を取って芦屋の船の入漁が認められたものの、両浦の船が出会った場合は波津浦の船が先に網を下ろす権利を有していた⁽⁴⁷⁾。やや変化がみられるものの、矢矧川が浦境の基準となっていたことが確認できる。明治九年に太政官に進達された『福岡県地理全誌』(以下、『地理全誌』とする)でも、波津浦と蘆屋浦との漁場の境は矢矧川としており⁽⁴⁸⁾、明治二四年の漁場区域査定書では「矢矧川中央ヨリ亥ノ拾五度見渡シ」が波津浦の東の境とされている。

波津とおつひの境「くろさき(黒崎)」

黒崎(黒崎鼻)はいくつかの近世絵図に見出すことができるほか⁽⁴⁹⁾、文政三年(一八二〇)の「今般統風土記附録御再調子二付書上」(織幡宮文書)に、鐘崎浦の漁場について「波津浦堺黒崎」とある⁽⁵⁰⁾。明治二四年にも「黒崎鼻ヨリ正北」を見渡したラインが境界とされている。遠賀・宗像両郡の郡界でもあり、古くから境界として認識されていたと推測される。冒頭の「麻生と宗像との境黒崎」については前節で述べた。

ここで注意したいのは「おつひ」である。史料で確認できる地名として

は鐘崎(『続日本紀』神護景雲元年(七六七)八月辛巳条の「金崎船瀬」のほう)が古い。中世後期にこの地にあった浦の名称は小開浦(おつひのうら)であったらしい。応安八年(一三七五)に成立した『応安神事次第』(甲本)の中で、正月十六日の織幡宮踏歌事においてクレ(樽)を作る役が「小開浦」に割り当てられており⁽⁵¹⁾、また同じく四月一日には「同日、湊木皮社者、禰宜作ル、(中略)庁座事、政所大飯、御酒一瓶、貝・蛸ハ湊浦ノ役、魚ハ小開浦役、富葛ハ小勝浦ノ役」と記されている(傍線は筆者。以下同じ)。宗像市鐘崎に鎮座する織幡神社や漁業との結びつきが知られ、小開浦が鐘崎浦と近い関係にある存在であることが窺われよう。

『筑前国統風土記』(以下、『統風土記』とする)、「鐘御崎(鐘崎町)」の項)によれば、「鐘崎の町はむかしはなし。津日の浦とて、上八村の西に民家あり。長政公入国し玉ひて後、津日の浦の人家を今の鐘崎に移さる。」とあり⁽⁵²⁾、『拾遺』(「鐘崎浦」の項)では「これいにしへ鐘崎といひしハ今の上八村をいへるにや。」としている⁽⁵³⁾。現在の鐘崎の集落から南の上八の方面に「おつひ」の浦の中心があったらしく⁽⁵⁴⁾、鐘崎もこれに含まれていたということだろう⁽⁵⁵⁾。先述の小早川時代の文禄四年(一五九五)知行方目録帳には「かね崎村」のみが見え、慶長三年(一五九八)七月十五日には兵糧等の積出港として「箱崎・津屋崎・江口・鐘崎・山鹿」が挙げられているので⁽⁵⁶⁾、鐘崎浦が主になったのは『統風土記』が述べる黒田氏入国よりは遡りそうである。

いずれにせよ、「おつひ」は近世までに姿を消す地名であり⁽⁵⁷⁾、「海灘境目之事」がそれ以前の内容を含んでいることを示唆する。

おつひと「みなと」の境「江口」

まず「みなと」（湊＝神湊）については前掲の『応安神事次第』などにも見えるように、中世には「湊」とされるのが一般的であったようだが、文禄四年の知行方目録帳には「かうのみなと村」、慶長十年（一六〇五）に黒田長政が浦々に出した掟書⁵⁸でも「神湊」と見えるように、「神湊」の呼称が一般化していく。「海灘境目之事」でも続く記載には「神湊と今久賀勝浦浜の境」とあって、両者が混在している。過渡的な様相とみるか、後者の「神湊」は転写の過程で書き換えられたものとみるかは判断しがたい。

「江口」は釣川の旧河口部に位置する旧江口村（宗像市江口）、浦境としては河口そのものを指していよう。明暦三年（一六五七）二月二十七日付の定書（金内家文書⁵⁹）には、神湊浦の網場について「東は江口村之川切」とされている。

ところで、『拾遺』（「江口村」の項）によれば、「興雲公（黒田長政）入国し給ひし初迄は用船を爰に集め、水手をも村内に置給ふ。」とあるように、釣川河口部は近世初めまでは港として利用されていたらしい。文禄四年の知行方目録帳や慶長三年文書、そして慶長十年の黒田長政掟書に「江口（ゑくち）」が見える。しかし、それ以前には村や浦としては史料に現れず、そうした事情は「海灘境目之事」で江口が境目として現れ、浦とされていないことと合致する。

なお、その後釣川の堆積作用によって河口部への船の係留が困難となり、江口は港としては機能しなくなっただけで、永享二年（一七四五）から宝

暦三年（一七五三）には釣川下流部の付け替え工事が行われたが、先述の文政三年の「今般統風土記附録御再調子二付書上」（織幡宮文書）には「江口浦堺古川」とあり、付け替え後も旧河口が浦境とされていたことが分かる⁶⁰。旧江口村と神湊村との村境も釣川の旧流路である。明治二四年には、字古川尻と字向浜との間一二五間の地先を「江口海」と称し、神湊・鐘崎両浦の入会漁場とするとされているが、基本的に「江口」が両浦の境であることには変わりがない。

神湊と今久賀勝浦浜の境「まな板瀬」

まず「今久賀勝浦浜」という表記については、先述の漁場相論に関する弘治二年（一五五六）文書に「今具賀勝浦浜」、永禄三年文書に「今久賀勝浦浜」とあるほか、『応安神事次第』（乙本）の四月一日の年毛社の祭祀の部分の頭書に、懸魚の役を務める浦として「湊浦、今久家、勝浦（浜）、渡津屋崎、同久家」が挙げられており⁶¹、天正六年の第一宮御宝殿御棟上置札にも浦として「今空閑・勝浦浜」が見える。近世には「今古賀」の表記が一般化していくので⁶²、中世の古い表記が用いられていると言える。「今古賀」と記す「刀根家文書」は転写時の認識により書き換えてしまったのだろう。

『拾遺』では、「勝浦浜」の項で「民居ハ浜・今古賀に在。漁家多し。」とする一方、「神湊」の項でも民居のある所として今古賀を挙げている。金内家文書中の「宗像郡勝浦図」⁶³では、「神湊浦漁場堺」（草崎半島の西南端。後述）と「神湊陸堺」との間の沿岸に「今古賀」の人家が描かれ

ている。現在、牟田池の西側に広がる勝浦浜の集落（福津市勝浦）の北側は宗像市神湊であるが、海岸線のみは福津市域となっており、そのほぼ北端に波戸が築かれ、これが現在の勝浦漁港である。波戸は同図にも描かれており、この波戸（勝浦漁港）と勝浦浜の集落との間の沿岸集落が今古賀で、ほぼ勝浦浜と一体の存在であることが分かる（図二）⁽⁶⁴⁾。

さて、神湊と今古賀勝浦浜の境については、「奈多浦漁協文書」には脱文があり、「刀根家文書」に従って「まな板瀬」とすべきである。福津市の渡半島沖の鼓島から渡半島の京泊の方向の瀬を「まないたせ」と言うとのことで⁽⁶⁵⁾、確かにいくつかの近世絵図には渡半島の東側近くに同名の瀬が記載されている⁽⁶⁶⁾。しかし、その位置は勝浦浜と津屋崎との境とされた白石浜よりもむしろやや西に当たり、神湊と今古賀勝浦浜との境にはふさわしくない。これとは別に「まな板瀬」があつた可能性はないだろうか。形状に基づく瀬の名称なので、同一の名称の瀬が他の浦にあつても不自然ではない。

そこで寛永十七年（一六四〇）の勝浦浜の網場堺目についての定書⁽⁶⁷⁾を見ると「神之湊之堺草崎出鼻限」とあり、先述の明暦三年（一六五七）の金内家文書では、神湊浦の網場が「一草崎山立神之出鼻を切り／一勝島」とされている。時代が下って今林家文書中の明治五〜六年の福岡・津屋崎・勝浦についての明細書き上げ⁽⁶⁸⁾では、勝浦の神湊浦との境は「立神山鼻」までで、「立神山出鼻」から「草崎山出鼻」までは入会漁場であると言う。そしてこれを元にした『地理全誌』では、勝浦浜の漁場の北の境は「神湊境立神山マデ。（中略）又同所ヨリ北神湊浦抱草崎山地曾根マデ四町三十

間神湊浦入会。沖ハ勝島西ノ山花限り」とされている⁽⁶⁹⁾。金内家文書中の「神湊浜絵図」（一八世紀末頃）⁽⁷⁰⁾や明治二四年の漁場区域査定書および漁場図「草崎地曾根」および「立神瀬」とする）も参考にすると、「草崎山地曾根」は草崎半島の北西端、そして「立神山出鼻」は同半島の南西端のやや磯が突き出た辺りに求められる（図二）。後者の地点は現在の宗像市と福津市との沿岸部の境でもあり、現地にはまな板のように平らな形状の磯場が広がっている。

しかし、最も古い寛永十七年の定書では「草崎出鼻」が堺とされているのであり、航空写真や地形図を見ると、草崎半島の北西端にも同じような平らな磯場がある。注意したいのは、次の明暦三年の文書では神湊浦の網場に草崎半島沖の勝島が含まれることである。勝島については、「刀根家



図二 神湊～勝浦浜の地名と境界

文書」のみに見られる記載だが、「海灘境目之事」の後段で今古賀勝浦浜に属すると記されている。寛永十七年の「草崎出鼻」が明暦三年には「草崎山立神之出鼻」に変わっているのは、それまでに勝島が神湊に属するようになったため、神湊側の漁場（勝島島民の漁場か）が草崎半島西南部の「立神山出鼻」まで拡張されたことを示しているのではないだろうか。「草崎山出鼻」と「立神山出鼻」との間が両浦の入会とされたことも、右のような経緯を想定すれば理解しやすい。

勝島については『拾遺』に、「寛永の比迄は勝浦の内也しか、其後神湊の内となれり。（中略）其後久しく人家もなかりしか、正徳・享保の比南京姦商の仲買のことを禁給ひて、此島に番の士を遣して大船に加子を添ておかれしか、其後彼舟打払ひ給ひしかば、其警備もやみたり。番士有し時ここに加子屋敷有。近辺を菜園に開きて始めて町町余の畠出来たり。これを神湊の持分とせられしより、此島神湊の処分となれり。」と、寛永年間（一六二四～一六四四）以後、特に正徳・享保年間（一七一～一七三六）頃に神湊に属するようになったと記されている。しかし、それ以前に成立した『続風土記』（宝永六年（一七〇九）完成）や『筑陽記』（宝永二年頃成立^①）においては、既に勝島は神湊の項目で記述されている。また、『拾遺』の編者である青柳種信が文政十年（一八二七）に撰した、勝浦の年毛神社に伝わる縁起^②には、「勝浦浜・今久我の二所は漁家のミにして戸数凡百二十五軒有。これを浦分といふ。むかしは此浦人のすなとりする網代広かり。東北は勝島を限り西南は渡山の内白石といふ所をもて津屋崎とこの浦との漁の境とハしける。（中略）また勝島も寛永のころより神湊浦

に隸けり。」と記しており、これらによれば実際は寛永年間（一六二四～一六四四）以降の早い段階で、勝島の所属が勝浦から神湊に変わったのではないだろうか^③。

右の考察が正しければ、「まな板瀬」は寛永十七年の定書が「草崎出鼻」とする^④草崎半島の北端の瀬である蓋然性が高い。また、勝島を今古賀勝浦浜の内とする「刀根家文書」の記述内容は、勝島が神湊に属するようになった寛永年間頃より前のものとしてすることができる。

今久賀勝浦浜と津屋崎の境「白石」

これは両浦が漁場争いを繰り広げたことで知られ、今も渡半島へ続く浜の名称として使われている白石浜のことで間違いない。弘治二年および永禄三年文書に見られる漁場争いはその後も続き、結局、寛永十七年（一六四〇）に津屋崎浦の者六名が白石から巨石を担いで運び、その移動できた先まで浦境が変更されたという^⑤。同年九月二十八日の定書（佐治家文書）には、津屋崎浦について「勝浦浜境割塚限」とあり^⑥、浦境が北（勝浦浜側）に約1km移動したことが知られ、以後の史料では当然これが継承されている。なお、その六名は斬罪となったため同地に義民として祀られており、割塚は六人塚とも呼ぶ。「海灘境目之事」では、この寛永十七年以前の浦境が記されているのである。

津屋崎と福間の境「いま川」

福津市の宮地嶽神社の南を西流して宮司浜付近を流れ、弥生時代の今川

遺跡（福津市宮司浜二丁目）でその名を知られている、（手光）今川の河口部のことだろう。今川の下流部は、概ね旧宮司村（旧津屋崎町）と旧福岡村（旧福岡町）との境を成している。

ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福岡浦堺大額限」とあり、今林家文書中の文政四年（一八二二）の風土記再調査に対する書上げ⁷⁷や先述の明治五〜六年の明細書き上げでも、福岡浦の北の津屋崎浦との堺は「大額（山）」とされている。小字を確認してみると、今川の河口部周辺は「大ヒタイ」とされており⁷⁸、「大額」のことだろう。裏づけは取れなかったが、今川河口周辺に大額山という小山が存在したものとみられる。山を境とするのは、実際の漁の際には山アテの目印とできる山の方が都合がよいからであろう。

明治二四年には浦境は再び「今川」と記されており、実質的な浦境の変更はなかったという右の推定で間違いあるまい。

福岡と花霧の境「かるめ河（苧和布川）」

小規模ながら、今も同名の川（苧目川・苧免川）が福津市の南部を流れている⁷⁹（以下、川の名称は現代も含めて苧和布川と表記する）。明暦四年（一六五八）三月二十六日付の文書⁸⁰によれば、古賀村の花鶴浜は隣接する福岡・新宮の両浦に分割されることとなり、「花鶴浜之境、苧和布川より西拾町貳反」が福岡浦に、「花鶴浜之境、薄原山より東貳拾町四反」が新宮浦に加えられた⁸¹。それまでの花鶴浜と福岡浦との境が「苧和布川」であったことが分かる。寛政八年（一七九六）の「新宮浦浜絵図」（金内

家文書⁸²）では、川筋にして一本南の「千鳥池流」（古賀市の千鳥池から流れる川）のすぐ南の地点を新宮と福岡との浦境としており、花鶴浜分割後の措置を反映していると思われる⁸³。

なお、「海難境目之事」の後段の一つ書きの部分の冒頭に、「宗像と糟屋の境」が「花見苧和布川」であるという記載がある。『続風土記』（糟屋郡裏）によれば、席内村の海辺に「花見山」と称する砂丘があり、その四辺にある方九町ばかりの松林を「花見松原」と号し、またその西に花津留（花鶴）村（古賀村内）があった。ただし、旧宗像郡下西郷村と南に隣接する旧糟屋郡久保村との双方に「花見（華見）」の小字があり、国立公文書館内閣文庫所蔵の「訂正宗像郡図」（明治八年）では「カルメ川」の南に「下西郷内花見」と記されているように⁸⁴、「花見」は広く近世の糟屋・宗像両郡にまたがる地名であり、「花見苧和布川」は花見にある苧和布川の意としてよい。

現在、苧和布川の川筋は、最後に南側に湾曲して玄界灘に注いでいるが、その河口部がほぼ福津市と古賀市との境になっており、その南は近世には裏糟屋郡久保村（古賀市久保・花見東・花見南周辺）であった。しかし一五〜一六世紀の大内氏や大友氏側の史料では福満（万）庄は隣接する西郷⁸⁵とともに糟屋郡とされ⁸⁶、天正六年（一五七八）の宗像第一宮御宝殿置札によれば、西郷は氏貞が永祿三年（一五六〇）に取り返した「古本領」に含まれているものの、永祿十二年には大友氏に再び割譲された⁸⁷。『宗像記追考』によれば、西郷は元龜二年（一五七二）に宗像氏貞の妹が立花城の戸次道雪（鑑連）に輿入れした際の御化粧料とされており⁸⁸、第一

宮御宝殿御棟上置札に記される、造営に動員された村・浦の中に西郷・福間は見えない（津屋崎や宮地までは見える）。しかしその後、戸次（立花）氏が筑後へ移った直後の天正十五年六月二十八日に作成された安楽寺（太宰府天満宮）の宮領坪付⁸⁹のなかには、「宗像西郷内」の所領が見え、やはり西郷を宗像とする意識が窺われる。

右のように、当時の宗像郡・糟屋郡の概念および境界は曖昧かつ複雑だが、福岡浦の南の荏和布川を両郡の境とすることは、氏貞の晩年から没する天正十四年前後の記述としては不自然でないとと言える。

花鶴と新宮の境「福手山（福年山、福千山?）」

二文字目の読みも含めて定かではないが、先述のように、明暦四年（一六五八）に「薄原山より東式拾町四反」が花鶴浜から新宮浦に加えられており、この「薄原山」は「福手?山」とほぼ同所である公算が大きい。先述の寛政八年「新宮浦浜絵図」では、花鶴川のやや南に「すすき原」と記されており、地形図によれば、現在の古賀市と新宮町との沿岸部の境界付近に、ちょうど高まりが確認できる。ゴルフ場に開発されているため現状での確認は難しいが、この小山が「福手?山」であった可能性があらう。花鶴浜の分割後、「福手?山」は浦境としての役割を果たさなくなるはずだが、先述の今林家文書中の明治五〜六年の明細書き上げや明治六年の福岡県地理誌掛への報告書⁹⁰では、浦境を「すすき原（薄原）」としており、新宮浦に移管された「薄原山より東式拾町四反」はその後福岡浦に移ったように、結局「薄原山」は境界として利用されたいらしい⁹¹。なお不明な

点が多いが、「福手?山」は「薄原山」の古い呼び名かその近隣の地点の名称なのだろう。「海濱境目之事」はそうした独自の情報を伝えていると考えておく。

新宮と奈多の境「わらや」

これも関連史料・現存地名に対応するものを見出せない。『拾遺』（裏糟屋郡「新宮浦」の項）によれば、新宮浦の漁場は福岡浦界から「奈多浦界滑石」^{ヌメリ}（『地理全誌』では「ヌメリ岩」）まで一里三〇町五八間とされている。また『地理全誌』には、奈多浦の漁場が「東新宮浦界龍王崎ヨリ」二里とも記され、奈多浦漁協文書に含まれる明治初期の絵図でも「龍王崎」もしくは「龍王ハナ」が新宮浦との境とされている⁹²。龍王崎は、龍王社（『拾遺』同「三苦村」）の項。現在は綿津見神社）がある岬のことで疑いないが、明治二四年の漁場区域査定書では三苦字黒山墓地が基準とされている。これは龍王崎よりやや西南の地点のようだが、大きくは変わっていないと。ただし、先述の寛政八年「新宮浦浜絵図」（金内家文書）では、「八大龍王宮」よりもやや北東に、新宮と奈多との浦境として、「ナメリ岩」と読めそうな記述がある。現在の新宮町と福岡市との沿岸の境は、磯崎鼻（北）と龍王崎（南）とのちょうど中間付近にあり、その地点が「滑石」で、近世の浦境だったと考えたい。「わらや」もその辺りの可能性があるが、絵図類にも該当する地名は見出せず、現段階ではこれ以上は明らかにできない。

奈多と志賀の境「志おや」

現在も海の中道の北側、福岡市東区西戸崎の玄界灘にやや突き出た沿岸部にシオヤ鼻・塩屋崎などの地名が残っており、ここを指すのだろう⁽⁹³⁾。『続風土記』（「奈多浜」の項）によれば、奈多と志賀（志賀島）の境は「吹上の崎」で、同地から西一里に塩屋があった。志賀島は近世には那珂郡に属しており（明治になって糟屋郡に編入）、福岡県立図書館所蔵の「筑前分間図（写）」⁽⁹⁴⁾を見ると、やはり「塩屋」の東に位置する「吹上」⁽⁹⁵⁾が糟屋・那珂郡界として表現されている。『地理全誌』によれば、奈多浦の漁場は「西那珂郡志賀島、内塩屋鼻」までとされており、先に見た神湊と勝浦浜との関係と同じように、陸の境と漁場の境との間に違いがあったようだ。

奈多浦漁協文書によると、そうしたこともあって明治になってから志賀島浦との間で争論となり、塩屋崎から「吹上」までの範囲と思しき海域は志賀島浦と奈多浦との入会となった⁽⁹⁶⁾。「海灘境目之事」がそれ以前の境界を記していることは言を俟たない。

（二）漁場名等について

花見苅和布川↓宗像と糟屋の境

冒頭に「花見苅和布川」を宗像と糟屋の境であると記していることについては、前節および本節（一）の「かるめ河」の項で先述した。

おきのおんかう・お路の島・相の島のはなつら↓宗像の内

沖ノ島・小呂島・相島の東端までを「宗像の内」、すなわち宗像の海の

領域とでも言うべき範囲を記す、極めて興味深い記述である。先述したように、高田氏の図では沖ノ島だけが宗像の内であるように記されており、小呂島・相島については言及がなかった。

「おきのおんかう」とは、沖の御号、すなわち沖ノ島のこととみて間違いないだろう。沖ノ島を「御号島」と称することは、『拾遺』（「沖津島」の項）に「又隣国海辺の者オンガウ島、或ハ沖のオンガウ等いへり。オンガウとは御神の義なるべし。」と見えているほか⁽⁹⁷⁾、文政四年（一八二二）脱稿の『筑前名所図会』にも「俗に澳御号と唱奉る」と見える。

これらただと時代が下るようにも思えるが、絵図類に目を転ずると、早く慶長十年（一六〇五）に幕府に調進された国絵図の控えとされる「慶長筑前国絵図」（福岡市博物館所蔵⁽⁹⁸⁾）に「御号島」と見え、正保の国絵図（一六四七年頃作成）⁽⁹⁹⁾ および天和二年（一六八二）の国絵図⁽¹⁰⁰⁾でも同様であるから、むしろ近世前期に筑前国で用いられていた名称と言える⁽¹⁰¹⁾。『拾遺』が言うように「御神」が原義かは疑問で、不言島（おいわずさま）とされる沖ノ島の名称を、直接口に出すことを憚った結果生まれた名称ではなからうか。

「御号島」という表現については、ほかの中世史料には見出すことができないが、慶長十年の国絵図はほぼ同時代史料である。文書の年代を明確に決められないことと、書写の過程で書き換えられた可能性を考慮する必要があるが、「海灘境目之事」は「御号島」の初見史料である可能性があり、その点でも本文書は貴重である。

次の「お路の島」、すなわち小呂島については、いつの頃からかは明ら

かにできないが、建長四年（一二五二）から五年にかけて、綱首の謝国明およびその後家と遺領について争った三原種延と、宗像社（宗像大宮司）との間で行われた争論がよく知られているように¹⁰²、中世には宗像社領であった。「宗像社家文書物目録」によれば、建武元年（一三三四）三月廿日付の決断所牒でも「息御島・大島・小呂島・小島」が所領として認められている¹⁰³。

ただその後は史料がなく、近世には異国船に対する島守が置かれ、志摩郡の西浦の所屬となっている。『続風土記』（志摩郡「大蛇島」の項¹⁰⁴）には「此島に宗像大神の社有。」とある程度だが、『附録』（志摩郡「小呂島」の項）には「むかし此島に宗像郡東郷村より本間孫四郎といふ者、はじめて来り住しが、水土に服せずついに死せり。孫四郎ハ宗像大宮司より遣したる者なるにや。」とあり、その後正保二年（一六四五）に西浦より漁夫が渡つてきて土着したと述べられている（『拾遺』もほぼ同様）。小呂島の神社の棟札に「筑前国宗像郡東郷村建立」と書かれていたという記録もあるようで¹⁰⁵、時期は明確でないが、宗像大宮司家が健在だった時代に、宗像氏が小呂島を拠点としていたことは確からしい。宗像氏は室町期には宍岐守護職を掌握しており、小呂島は宍岐と宗像を結ぶライン上の生命線として重視されたとみられる¹⁰⁶。

なお、「お路の島」の表記については、『附録』は「大蛇・於呂・遠呂ともかけり。」としており、先述の建長年間の古文書では「小呂島」とあるが、より年代に近い朝鮮王朝の成宗二年（一四七一）の成立で、宗像氏から朝鮮国王への遣使についても記されている『海東諸国紀』（海東諸国総図・

日本国西海道九州之図）¹⁰⁷に「於路島」と見えることは興味深い。同図は沖ノ島を載せる現存最古の地図であり、本州島と九州島・宍岐島で囲まれる海域には「短島・於島・小崎於島・藍島・於路島」のみが描かれている。短島ははっきりしないが¹⁰⁸、以下順に大島・沖ノ島・相島・小呂島に比定でき、宗像氏と深い関わりをもつ島々と言え、また「お路」はこれと実質的に同じ表記である。

右の『海東諸国紀』の地図は、琉球国の使者として朝鮮との間を往来していた博多商人の道安が、一四五三年にもたらした日本・琉球両国の地図や、大内義弘の重臣平井祥助所有の日本図の写し（十四世紀末）が原資料とされたと推定されている¹⁰⁹。これらの図に右の島々が詳細に記されていた可能性もあるが、現存する中世の日本図にそれらが書き込まれている例はないことからすると、朝鮮に頻繁に遣使を行った宗像氏¹¹⁰からの情報が『海東諸国紀』に採り入れられた可能性も指摘できる。

最後の「相の島のはなつら」は、相島の東端の鼻面半島のことである。相島の表記も多様だが、先述の慶長十年の黒田長政掟書には「相島」とあり、特に不自然なところはない¹¹¹。

明治二四年の漁場図では、島の周囲の海岸から六〇〇間の範囲（鼻面半島の先の鼻栗瀬の方はそこから一〇〇間）が相島の専有漁場とされているが、「海灘境目之事」はここでは漁場の特定の前への帰属を述べている訳ではない。そうした意味で、「宗像の内」とは宗像氏の支配が及ぶ、もしくは宗像氏とその民が権利を有している海域と理解するべきだろう。

筆者は古代には相島が宗像郡に属したと考えているが確証はなく、近世

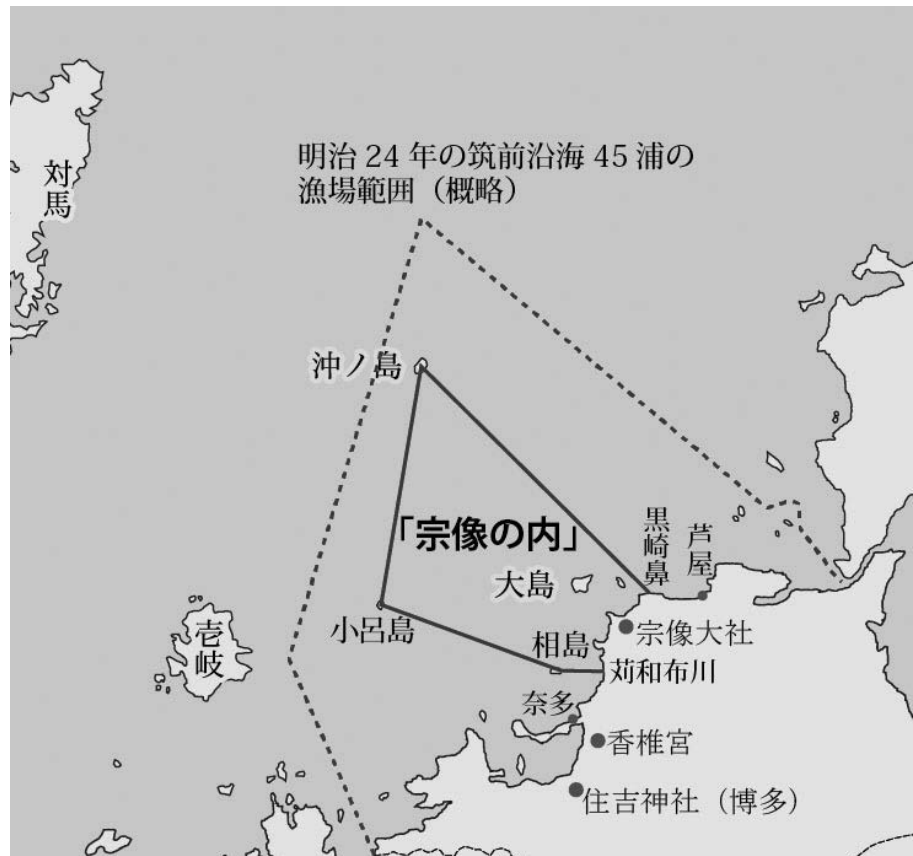
には裏糟屋郡に所属した。相島の東端までが宗像ということ、相島自体やその向こうの海は宗像ではないとも解される。ただ、相島を糟屋郡と明記する中世史料もないようであり、年次不詳の「豊臣秀吉上洛諸泊次第写」（小早川家文書）には、「むなかたあいのま」（宗像相島）と見える¹²。これは必ずしも地元の地理認識ではないかもしれないが、少なくとも中世末期の段階でも宗像氏と相島との間にはつながりがあり、「海灘境目之事」の記述が不自然ではないことが確かめられる。

さて、ここに述べられる「宗像の内」と黒崎鼻（宗像と麻生の境）および荻和布川（宗像と糟屋の境）とを結んでみると、図三のようになる。

波津や芦屋、新宮や奈多といった範囲外の浦々の扱いが難しいが、この範囲が宗像氏による支配が強く及んだ第一領域、あるいは根本所領とでも言うべき海域を伝えているのであろう。また、相島の東端というのが荻和布川を境とする当時の情勢に対応したものと考えれば、かつての「宗像の内」はより広域だった可能性も考えられる。

ちなみに、明治二四年の漁場区域査定書および漁場図によれば、沖ノ島から北に五里（一〇八〇〇間・約二〇km）の地点を北端として、肥前（佐賀県）・長門（山口県）の海域に接する南東と西南に引かれたラインの内側が、「古来ノ慣行ニヨリ」筑前沿海漁業組合に属する四五浦の共同漁場として認められている（図三）。この広大な海域は当然沖ノ島も小呂島も含んでおり、逆にこれらの島の帰属を根拠に設定された範囲と考えられるが、その三分の一ほどの海域が「宗像の内」であったことになる。

宗像本土から相島、小呂島、そして沖ノ島に及ぶ広大な海域が宗像氏に



図三 「海灘境目之事」が「宗像の内」とする海域

属するという記述は、歴史的に見て不自然ではなく、具体的な内容は不明とは言え、その活動範囲・勢力範囲を明示するものとして、極めて貴重なものと言えよう。

勝島↓今古賀勝浦浜の内

これ以降は、主に沖合いの漁場がどの浦に属するか、漁業権があるのかを主に記している。

勝島が神湊に所属するようになる以前、今古賀勝浦浜に属していたことについては、(一)の「まな板瀬」の項で詳述したので、繰り返さない。この記述が「刀根家文書」にのみ見えることは、寛永年間(一六二四～一六四四)以降まもなく勝島が神湊に属したとすると、「刀根家文書」の成立を考える手がかりになりそうであるが、「奈多浦漁協文書」も書写の過程でこの記述を脱しただけという可能性も残る。

中瀬・志お辻・とうなか↓おつひ・神湊・今古賀勝浦浜のくじりき

ここに見える漁場については、「中瀬」が『九州沿岸水路誌』(海上保安庁水路部)で勝島の北の沖合から北に伸びる「タツノカミ」と「一ノ瀬」との間に記されている。そして明治二四年の漁業区域査定書によれば、中瀬は神湊浦の専有漁場に含まれ、ただし「中瀬近傍ニ於テ勝浦浜ハイッサキ釣・鰺流相営ムノ慣行アリ。後年尚之ヲ履行スル者トス」とされている。中瀬に近い勝島の帰属が勝浦から神湊へ移ったという経緯があつてなお、中瀬に対する勝浦浜の権利の残滓が認められる。

次の「志お辻」については未詳で、その名称からは潮の通り道となつている海域かと思われる。大島・地島と本土とによつて囲まれた海域に存在した漁場名なのだろう。

「とうなか」については、漁場の名称ではなく、「中瀬」および「志お辻」

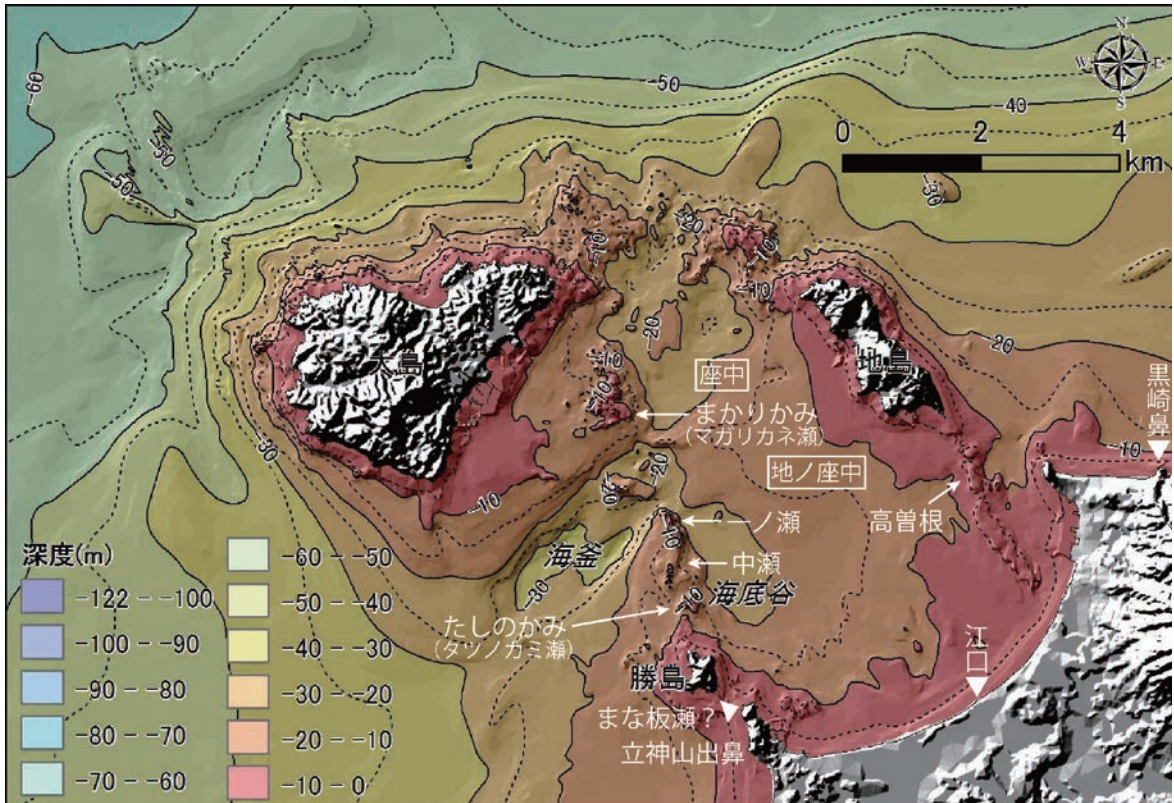
が「となか」(戸中・途中・門中)、すなわち海の真ん中⁽¹³⁾にあると述べている可能性もあるが、明治二四年の漁場図に、大島と地島、勝島、鐘崎に囲まれた中間の海域を区画して「字座中」「字地ノ座中」と海域名が付された漁場範囲が示されている。海域名が付されているのは同図の中でも異例で、読み方は定かではないが、「とうなか」に対応する可能性がある。

「座中」は大島・神湊・地島・鐘崎の入会漁場とされ、勝浦浜も「カナギ漁ニ限り網数拾五艘以内ヲ以漁事相営ムノ慣行アリ。依テ後年之ヲ履行スルモノトス」(漁業区域査定書)とされていて、「地ノ座中」も同様に鐘崎・神湊・地島の入会で、勝浦浜は鰓網使用の慣行があり漁を許されていた。

「海難境目之事」には「こんそね」が地島白浜の漁場であること以外は、大島・地島に関する記述がなく⁽¹⁴⁾、勝島の帰属変更の影響も考慮に入れると、これらは「おつひ・神湊・今古賀勝浦浜」がクジを引いて漁を行うという記述内容によく対応しているように見える。「とうなか」は「座中」のことで、「海難境目之事」に見える漁業権に関する慣行がその後も生き続けた蓋然性は高いのではないだろうか。

参考に、この周辺の海底地形図⁽¹⁵⁾に「海難境目之事」に登場する漁場等を記入した図を示しておく(図四)。神奈川県横須賀市佐島における民俗調査事例によれば、海底の視認性などの問題から、およそ一五尋(二〇～二三m)の水深が、モグリ(潜水)やミズキ(視突)などの磯漁が可能なきワとオキとの境界とされるが⁽¹⁶⁾、この宗像の島々に囲まれた海域の瀬の利用のされ方も、これによく対応しているように思われる。

以上から、これらの漁場についての記述は、不明な点こそあれど不自然



図四 大島、地島、勝島で囲まれる範囲の海底地形と「海灘境目之事」等にみえる漁場(地形との対応は筆者による推定。黒木貴一氏が『新修宗像市史 うみ・やま・かわ—地理・自然—』のために作成した図に加筆)

な内容ではなく、貴重な歴史的情報を伝えているものと考えられる。

まかりかみ→神湊

明治四二年の大島浦漁業組合における専用漁業漁場図で、大島の南東の漁場の境界となっている地点(九)が「マガリカネ瀬」⁽¹⁷⁾で、これを指すのだろう。ほぼ同じ漁場範囲を示す明治二四年の漁場図では「座中」に隣接する大島の漁場の東南隅に「マガリカ子セ」の範囲を記しており、大島の専有漁場に含まれている。先の中瀬よりも北(大島寄り)に位置する瀬である。「海灘境目之事」には大島のことが見れず、そのことをどう解釈すべきかは問題として残るが、位置関係からは神湊の漁場としても不自然ではない。その後大島の漁場となったのだろうか。

たしのかみ・ひら瀬→今久賀勝浦浜

「たしのかみ」は勝島沖の瀬の名称で、現代の『九州沿岸水路誌』では「タツノカミ」とされているが、正保年間とされる筑前国図や天和二年の国絵図、福岡県立図書館所蔵「筑前国中の絵図」⁽¹⁸⁾等では「たしのかみ瀬(タシノカミセ)」と記されている。その位置関係から両者は同一のものとみて間違いないが、『地理全誌』(神湊村)では勝島の北八町の海底に「田代上瀬」⁽¹⁹⁾があることとされ、「田代神」とする絵図も見受けられる⁽²⁰⁾。近代に「シ」が「ツ」に変わってしまったらしい。先述した草崎半島西南部の勝浦浜と神湊の浦境(立神鼻)が、明治二四年には「立神瀬」と記されており、これと混同したのだろうか⁽²¹⁾。

先述の通り中瀬よりも勝島寄りに位置する瀬であり、勝島が今久賀勝浦浜に属していた時代であれば、同浦に漁業権があることは自然である。勝島が神湊に移った後の明治二四年段階では、中瀬とともに神湊の専有漁場（勝浦浜も部分的に漁業権）に含まれている。

「ひら瀬」は、漁業関係者によれば渡半島沿岸にある鼓島と大島間の瀬を言うとのこと¹²¹、明治二四年の漁場図にもほぼその通りに、白石浜の沖合、渡半島と大島もしくは草崎半島との間の海域に「平セ」が記されている（以下、平瀬とする）。同図によれば平瀬が属する漁場は津屋崎浦の専有漁場の沖合いで、津屋崎浦に諸漁一切の権利があるほか、詳細は割愛するが勝浦浜・神湊・相島・奈多・新宮の各浦が漁法を限定された形で権利を有している。ただし、勝浦浜については「底網カナギ網ハ鼓島ヨリツ、ラセヲ見切下海へハ出漁スルコトヲ得ズ」と特記され、津屋崎浦と争論があつた勝浦浜は概ね鼓島以南へは入れなかつた。

注目すべきは、勝浦浜の権利についての諸規定の中に「長繩（平瀬・淀ガ瀬鯛網入会）」とあり、平瀬の鯛網が津屋崎と勝浦浜両浦の入会とされていることである。漁場図による限り、白石浜の漁業権を保有していた時期には、勝浦浜が平瀬の漁業権を有していたとみるのが自然な位置関係である。

以上のように、「たしのかミ」および「ひら瀬」は、勝島の帰属の変更もしくは白石浜の漁場争論によって、勝浦浜の権利が後退したと考えられる位置に存在する。今林家文書中の明治五～六年の明細書き上げでは勝浦の瀬として「今瀬」「網切瀬」「御崎瀬」「鎮瀬」「淀ヶ瀬」だけが挙げられ、これら二つの瀬の名前はないが、それは右のように説明できるのであ

る¹²²。したがって、「海灘境目之事」の記述は中世末期～近世初頭のものとしてふさわしいと言える。

こんそ祢↓地島白浜

現存する漁業図などには記載が無く、今のところ関係史料を見出せていない。鐘崎の沖合いに浮かぶ地島は、先述の「宗像社家文書惣目録」の建武元年決断所牒に「小島」とある宗像社領で、西側中部の白浜（豊岡）と南部の泊の二つの集落からなり、「両島」とも記された。天正六年の第一宮御宝殿御棟上置札では大島・泊・白浜が人夫を出す一手に編成されており、「両島天正拾年検査注進状」¹²³では「泊島」と白浜から二石六斗四升が倉納されているのに対し、小早川時代の指出前之帳では地島、文禄三年の知行方目録では「とまり村」のみが見え、さらに慶長十年の黒田長政掟書でも「地島」とのみ見え、小早川時代以降浦としては地島浦として把握されていたようだ。明治二四年にも、地島の周囲は地島浦の専有漁場、鐘崎との間は鐘崎浦と地島浦との入会漁場とされている。

したがって、地島のうち白浜のみの漁業権を認める本文書の記載は、宗像大宮司時代のものにふさわしい印象を受ける。なお、いくつかの絵図に見える、地島の南の海に伸びる「高曽根」¹²⁴が「こんそ祢」のことである可能性もあるが、高曽根は明らかに泊の眼前の瀬であり、白浜の漁場とされるのは不審である。

のろ瀬↓福岡

先述の今林家文書中の明治五〜六年の明細書き上げによれば、福間浦に「のろ瀬」があるとされており、明治二四年の漁場図や地元漁業者に対する聞き取り記録¹²⁵でも、西郷川河口の沖合に「ノロセ（能呂瀬）」があることが確認できる。漁場図によればノロセは福間浦の専有漁場と沖合の入会漁場との双方にまたがっており、特に津屋崎浦との関係から福間浦に属することが明記されているのだろうか。それ以上は特に問題とすべき点はない。

以上、「海灘境目之事」に見える地名と記載内容について検討を行ってきた。検討の結果を図にまとめて示しておく（図五）。不明な点や推論を交えた部分もあるが、総体として、ここに見える地名と記載内容は近世初頭以前のものともみて不自然なものはなく、その後変更があったことが判明している部分については、変更前の状況を正しく記している。むしろ、表記方法の面などで宗像大宮司時代のものであることがふさわしい事例も少なくなく、「海灘境目之事」が宗像大宮司時代からの内容を伝えている蓋然性が高いことが確かめられたのではないだろうか。

おわりに

以上の検討により、「海灘境目之事」は、宗像氏貞あるいはそれ以前の宗像大宮司によって定められた浦々の境、漁場の漁業権などについて、慶長元年以降に改めて書き上げた書類と言える。浦々の範囲は遠賀川河口の



図五 「海灘境目之事」に見える浦境・漁場等と関連地名

芦屋津から志賀島に接する奈多浦に及び、また海域としては沖ノ島から小呂島を含む広大な海域が宗像に属すると述べている。これらは既に知られている古代から中世にかけての宗像氏の海上活動や勢力範囲とも概ね重なっており、陸上（内陸部）は支配していないと思われる範囲も含まれるものの、戦国期の宗像氏がこれらの海域と浦々に支配力・影響力をもって来たことを示すものでもあろう。写しであることもあり、内容が段階的・重層的に成立・変化している部分はあり、江戸時代に創出もしくは改変された部分がある可能性も否定はできないが、古代から続いた宗像大宮司家による支配が終焉を迎えた後の江戸時代においてなお、「宗像殿時代」の取り決めが権威あるものとして共有されていたことが窺われ、それもまた中世宗像大宮司家の浦々への影響力を物語っているように。

「海難境目之事」は、この海域の漁場範囲、漁業権について総合的に示す、現在知られる最古の史料として、非常に高い価値があるものと評価できる。それがどれほど古代の宗像氏による海の「支配」に結びつけられるかは、なお慎重を期す必要があるが、今後の研究のための一史料となれば幸いである。

残された課題としては、まず「宗像の内」とされた向こう側の海域についての史料の検討が挙げられる。例えば、神功皇后崩御から宝暦十年（一七六〇）までの記録である『香椎宮編年記』¹²⁶には、香椎宮の創建当時の「神境」が「東ハ鴨山、西ハ壱岐、南ハ住吉、北ハ尾呂」を四限としていたと記されている。もちろんこれをそのまま史実とすることはできないが、香椎宮の近隣の香椎B遺跡（福岡市東区）からは「壱岐島雑掌」の

存在を示す十二世紀頃の木簡が出土しているなど、中世初期には日宋貿易を背景とする香椎宮と壱岐との関係は確かめられる¹²⁷。「尾呂」は小呂島のこととみられ¹²⁸、香椎宮の神境という海域は「海難境目之事」で「宗像の内」とされた海域とほぼ接する関係にあると言えよう。奈多浦は内海である博多湾を介しては香椎宮と深いつながりがあり、このような宗像の外との関係を明らかにすることによって、宗像氏の実情もよりよく見えてくるものと思われる。

もう一つの課題としては、関連資料の発掘（搜索）・調査である。波津浦の刀根家と奈多浦の漁業組合に残されていた永祿三年文書および「海難境目之事」は、他の周辺の浦々でも共有されていたことが想定される。勝浦浜に残されていた永祿三年文書の原文書は既に失われたのかもしれないが、これらの文書は特に波津浦や奈多浦に直接深く関係がある内容ではなかった。これらの文書や関連史料が、玄界灘を中心とする他の浦々の旧家や漁協などに伝わっている可能性がある。これらの調査・保存は玄界灘の歴史を明らかにしていく上での今後の重要な課題である¹²⁹。

さらには、本稿の執筆に当たっては、自治体史や民俗調査の成果にも浴しつつ、現段階で筆者が可能な限りの関連古文書や古地図等を参照し、また関係者の協力により地元での聞き取りの成果も利用することができたが、それでもなお未詳とせざるを得ない地名類も少なくなかった。これらについては今後も関連資料を探し求めていくつもりだが、知見をお持ちの方々には是非御教示をお願いしたい。

最後に、刀根家文書所蔵者で、快く実見を許可いただいた刀根博愛氏、

関連文書について諸々の御教示をいただいた桑田和明氏のほか、地名について御教示いただいた関係者等の方々に、心からの謝意を示したい。

(九州国立博物館)

註

- (1) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二三、奈良国立文化財研究所、一九九〇年。
- (2) 大高広和「古代宗像郡郷名駅名考証(三三)」(『沖ノ島研究』三、二〇一七年)。
- (3) 大高広和「沖ノ島祭祀と宗像大社」(吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編『筑紫と南島』地域の古代日本、KADOKAWA、二〇二二年)。
- (4) 筆者も二〇二二年十一月十七日に所有者である刀根博愛氏の岡垣町内の御自宅で閲覧させていただいた。閲覧には岡崇氏・鎌田隆徳氏(海の道むなかた館)、桑田和明氏(新修宗像市史編集委員会中世部会長)に同行いただいたが、特記するもの以外の本稿で示す見解は、言うまでもなく筆者の見解である。
- (5) 刀根家文書の文書番号および文書名は、岡垣町町史編さん室作成の目録(福岡県立図書館所蔵)による。
- (6) 年紀の分かるものとして順に元和七年、貞享五年、元禄十年、正徳六年、宝永元年、同三年、同五年、文政六年、嘉永二年、文久二年、慶応二年、文政七年の文書があり、年次不明のものもある。内容は酒造免許に関するものが多いようだが、宝永三年(一七〇六)と五年の文書は、後述の波津浦と芦屋浦との間の中之浜の漁業権に関するものである。
- (7) 『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ(一九九六年)、桑田和明「宗像氏と漁場相論」

(『中世筑前国宗像氏と宗像社』岩田書院、二〇〇三年、初出一九九七年。以下、特に断らない限り氏の見解はこれによる)。ただし、これらは①を松崎文書館所蔵の「嶺文書(嶺家文書)」とするが(『新修福岡市史』資料編中世一(二〇一〇年)も同様)、新修宗像市史編集委員会(海の道むなかた館内)に保管されている市史編纂史料(目録と紙焼き)を確認させていただいたところ、これは同じタイミングで撮影された同文書館所蔵中世文書のうち「(福岡)今林文書」(文書番号・中世一)とされていた。時間の都合で現物の調査はできていないが、今林家は福岡浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者としても相応しく、今林文書としておく。

- (8) 伊東尾四郎編『宗像郡誌』中編、一九三一年。
- (9) 福岡市立歴史資料館編『青柳種信関係資料目録』(一九八六年)、四〇四・四〇六号。
- (10) 註(7)前掲『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ、桑田和明「宗像氏と漁場相論」。
- (11) 桑田和明氏の教示による。
- (12) 『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱの解説を参照。
- (13) 『筑前国統風土記拾遺』は宗像郡については中村正夫編校訂『宗像郡地誌総覧』(文献出版、一九九七年)により、それ以外は福岡古文書を読む会編校訂『筑前国統風土記拾遺』(中巻・下巻、文献出版、一九九二年)によった。
- (14) 註(7)前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。
- (15) 『津屋崎町史』通史編(第六編第四章第三節)、一九九九年。ただし、高田氏はNo.四五A文書のみを参照しているとみられる。『津屋崎町史』の編纂史料が現在収蔵されている福津市歴史資料室(カメラアステージ内)にも、同

文書のコピーのみが収められている。

- (16) 高田茂廣「近世宗像郡の浦」(『宗像市史』通史編第二巻古代・中世・近世、近世第三章第二節、一九九九年)。

- (17) ほぼ同じ図は『筑前鐘崎漁業誌』(鐘崎漁業協同組合、一九九二年)の巻頭図版にも「永禄三年(西暦一五六〇)庚申十一月十日宗像氏貞が示達した海灘境目の事波津刀根文書ヨリ」として掲載されているが、同書中では鐘崎の元村としての「おつひ」について「刀根家文書」に触れている程度で、内容や図についての詳しい記述は収録されていない。なお、同図における「沖之島」のうら宗像の内なりとある」という記述は後述のように正しくないほか、花鶴と新宮との境「福年山」が新宮と奈多との境(わらや?)とすべき位置に誤って示されている。

- (18) このほか、『岡垣町史』第四編第三章第三節(能美安男氏執筆、一九八八年)でも「刀根家文書」が宗像氏貞時代の永禄三年のものとして紹介されているが、その範囲は冒頭から「まな板瀬」の部分までに限られ、また「おつひ」を「なつひ」を誤読している。ただし、近代の漁業区域確定図(後述)との対比も行っていることは重要である。

- (19) 福岡市総合図書館文書資料課編・発行『平成一〇年度古文書資料目録四』一九九九年。なお、奈多浦漁協文書は二四〇件、五六一点に及ぶ史料群であり、数点の近世文書を含むほかは近代史料である。「現在福岡県内の漁業組合が所有する資料としては最大のもの」とされ、明治期の漁場範囲・漁業権に関する文書・絵図など貴重な史料が多数含まれている。

- (20) 史料解題(西谷正浩氏執筆)では刀根家文書に同内容の文書があることも

指摘されている。

- (21) ③は近代に編纂された活字本によっているので、③のみの異同は基本的に省略した。原本の調査については他日を期したい。

- (22) ④青柳種信資料に含まれているのは永禄三年文書の本文最後の三行と連署部分のみの断簡(四〇六号)だが、この本文最後の三行の字配りは、上部の数文字を欠損するものの②竹田文書のものと同じとみてよい。

- (23) ②ではこの割書は分割されることなく行末にあり、これが原文書のままとすれば、前者の場合でも複数回の書写を経ていると言える。

- (24) 註(7) 前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。

- (25) 註(19) で触れた奈多浦漁協文書全体を見回してみても、漁場・漁業権に関する資料は隣接する志賀島や香椎潟、相島辺りを対象とするものに限られている。

- (26) ④青柳種信資料に含まれる断簡は永禄三年文書の末尾の部分のみであるから、細かい文字の異同に目をつぶれば、「刀根家文書」の末尾部分の断簡である可能性も皆無ではない。ただし、一八世紀以前の成立の③「新撰宗像記考証」が永禄三年文書を勝浦浜に存在するとしている以上、その後勝浦浜に青柳種信が調査に訪れるまでの間に原文書が失われ、「刀根家文書」の構成をもつ文書だけが「永禄三年の文書」として伝わるようになったという想定をする必要があり、さすがに無理がある。

- (27) 久保常晴『日本私年号の研究 新装版』吉川弘文館、二〇一二年(旧版は一九六七年)。その成立は鎌倉・南北朝時代と考えられ、江戸時代には「善記」以前の偽年号も見られるようになる。

(28) ただし、系図類では宗像大宮司家の初代は宇多天皇の皇子の清氏に架上されるため、それ以前については中世独自の伝承が作り上げられていた可能性がある。

(29) 本多博之「豊臣政権と宗像」(『宗像市史』通史編第二巻古代・中世・近世、近世第一章、一九九九年)。

(30) 藤野正人「益田景祥と宗像才鶴」(『七隈史学』二二、二〇二〇年)。

(31) 註(29)前掲本多博之「豊臣政権と宗像」。宗像郡を含む隆景隠居領については文禄四年十二月朔日付で秀吉朱印による知行宛行状が発給されているが、実際には検地成果を踏まえた文禄五年以降に発給されたものらしい。

(32) あるいは正氏の次の大宮司である氏男の可能性もあるが、氏貞は氏男と大宮司職を争った関係から、明らかではない。

(33) 『宗像大社文書』第二巻(宗像大社復興期成会、一九九九年)宗像家文書二。一、浦・島事

右、自方々離沙汰人、直遣使者、責取肴以下御業等事、太以不穩便、固可令停止。若尚於不叙用之輩者、向惣官松法師、可存異儀敷。於昵親彼仁之族者、更不可打解心者也焉。

(34) 桑田和明「中世の宗像社と浦・島」(註(7)前掲書、初出一九八八年)、正木喜三郎「宗像の海と大宮司」(『古代・中世宗像の歴史と伝承』岩田書院、二〇〇四年、初出一九九四年)。

(35) 『宗像大社文書』第一巻(宗像大社復興期成会、一九九二年)、八巻文書九。

(36) 奈多浦は玄界灘と博多湾(香椎潟)とに面し、双方に漁場を有する特異な浦で、博多湾側の漁場については、三苦文書中の年未詳三月二十八日付の「香

椎一社中連署書状」(堀本一繁「福岡市博物館所蔵「三苦文書」」『香椎B遺跡』福岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第六二一集、二〇〇〇年、三二六号文書)に、「三苦三カ村」について「殊、海上之事、従往古社領無紛候。」とあるように、香椎宮が保証していたものと考えられる。しかし、新宮に隣接する玄界灘側の海域については、宗像大宮司家が一定の影響をもっていたとしてもさほど不思議ではないだろう。なお、奈多浦の産土神は平戸の志々伎神社を本社とする志式神社で、松浦党との関わりも想定される(註(19)前掲目録の高田氏の解説文)。

(37) 氏貞没後、宗像才鶴が文禄四年までは宗像大宮司家の当主もしくはその跡継ぎとして存在していたとすると、その間の大宮司家の動勢は「海灘境目之事」の理解にも重大な影響を及ぼしかねないが、この問題は現在研究が進捗しつつあるところであり、今後の研究状況を見守りたい。本誌掲載の花岡興史氏の論考も参照されたい。

(38) 桑田和明「宗像氏貞の遠賀郡進出と支配」(註(7)前掲書、初出一九九九年)。有川宜博「戦国期の動乱と岡垣地方」(『岡垣町史』第三編第四章、一九八八年)、同「いわゆる「麻生氏の族滅」について」(『金台寺過去帳』芦屋町文化財調査報告書第一〇集、二〇〇〇年)も参照。

(39) 『宗像大社文書』第四巻、宗像大社社務所、二〇一五年。第一宮御宝殿御棟上置札には、棟上げに関わった(動員された)関係者が列挙されているが、その中には蘆屋津を含む「遠賀庄」も含まれている。

(40) 註(38)前掲有川宜博「戦国期の動乱と岡垣地方」・いわゆる「麻生氏の族滅」について。

(41) 天正十四年四月十日に豊臣秀吉が毛利輝元に発給した朱印状（毛利家文書。

『大日本古文書』家わけ八ノ三、九四九号）では、「一門司・麻生・宗像・山鹿城々へ人数・兵糧可差籠事」とあり、また同年十月十六日の豊臣秀吉判物（「黒田家譜」所収文書。『宗像市史』史料編第三卷近世、一九九五年、四号文書）でも「麻生・宗像両所之者共」とある。

(42) 天正十五年六月廿八日付の小早川隆景宛豊臣秀吉朱印状（毛利家文書、『大日本古文書』家わけ八ノ三、九八三号）。註(29) 前掲本多博之「豊臣政權と宗像」を参照。宗像社領としては、天正十五年以降、河西郷・曲村・河東郷の二百町が与えられたが、文禄四年に秀秋が家督を継いでからは社領を受けられず、宗像・鞍手両郡を隠居領とした隆景から河西村の物成百石を受けるのみとなった。

(43) 『宗像市史』史料編第三卷近世、九号文書（小早川家文書）。

(44) 査定書は「漁場区域査定書」、図面は「筑豊沿海漁業組合各浦島漁場区域画定図」の名称でいずれも福岡県立図書館に所蔵されている。また、三井田恒博『近代福岡県漁業史』（海鳥社、二〇〇六年）には付図および付表として明治二四年（および大正八年、昭和八年）の漁業権範囲が見やすくまとめられており、一部誤字などもあるが便利である。

(45) 註(44) 前掲三井田恒博『近代福岡県漁業史』。

(46) 検討に当たっては、註に示すもののほか、『福岡県の地名』日本歴史地名大系（平凡社、二〇〇四年）、註(34) 前掲桑田和明「中世の宗像社と浦・島」を参考にした。

(47) 註(18) 前掲『岡垣町史』第四編第三章第三節。汐入川以西へも、三分一を取っ

て芦屋浦船の入漁が認められた。なお、宝永五年の文書によれば（註(6) 参照）、中之浜は芦屋浦と波津浦との五十年來の入会漁場だった。

(48) 『福岡県地理全誌』（糟屋郡・宗像郡・遠賀郡）については、『福岡県史』近代史料編、福岡県地理全誌（一・二）（一九八八年）による。

(49) 作成年代は未詳ながら、福岡市総合図書館所蔵（その他購入資料中の斎藤文書。福岡市総合図書館『平成一四年度古文書資料目録八』二〇〇三年）の「宗像郡図」や、福岡県立図書館所蔵の「遠賀郡図」（河崎（五）家文書）に「黒崎ノハナ」と見える。また、伊能大図にも「黒崎」とある。なお、本稿で触れる福岡県立図書館所蔵の絵図は、同館のデジタルライブラリ（貴重資料の紹介）で画像が公開されており、年代等の説明も同ページからの情報によっている。

(50) 註(17) 前掲『筑前鐘崎漁業誌』一一〇頁。

(51) 『宗像大社文書』第三卷、宗像大社復興期成会、二〇〇九年。同書中に「おつひのうら」の振り仮名がある。正月十七日の許斐踏歌事では「陪従歌、御神楽次第、金崎^二同」と記され、織幡宮の所在地として「金崎」の地名がきちんと残っていることも分かる。

(52) 『筑前国統風土記』は、伊東尾四郎校訂『筑前国統風土記』（文献出版、一九八〇年）による。

(53) 「津日の浦」を延喜兵部式に載る「津日」駅に宛てる説は採らない。「津日」駅は津丸駅の誤りとすべきである（大高広和「古代宗像郡郷名駅名考証（二）」『沖ノ島研究』一一、二〇一六年）。

(54) 宗像市上八に辻元末（つじもととうら）という地名が残るが、地形からする

と往時はこの辺りまで小規模な入り海が入り込んでいて、「おつひ」の浦の中心があったのではないだろうか。『拾遺』（「上八村」の項）には「本末（もとうら）」の地名が見え、また「村の西に辻といふ地あり。これ古昔、津日駅の名の残りて訛り伝ふるなるべし。」とある。これらを勘案すると、「辻元末」は「おつひのもとうら」が訛ったものではないだろうか。

- (55) 天文二十一年（一五五二）二月十七日付の宗像氏家臣連署坪付（『宗像大社文書』第三卷、吉田公一氏奉納文書三号）に「鐘崎村」「鐘崎浦屋敷」などと見えており、同書の解説によれば、同文書中で鐘崎村は上八村の枝村として書かれている。なお、天正六年（一五七八）の第一宮御宝殿御棟上置札にも、「小開浦」のほかに「鐘崎」が見える（『宗像大社文書』第四卷）。

- (56) 山中長俊置兵糧水夫飯米渡状（『宗像市史』史料編第三卷近世、四八号文書（山中山城守文書））。

- (57) 天和三年（一六八三）の「織幡宮御縁起」（宗像大社所蔵社務書類）に、織幡宮の「右の方塩井待を京泊といふ、おつひの浦につらなり」とあるとされるが（河窪奈津子「中世宗像社の神事と宗像大宮司の社領支配」『神道宗教』二二二・二二三、二〇一年）、これは縁起という史料の性格から古い表現が残っているものと解したい。

- (58) 「黒田家譜」巻十四（川添昭二校訂『新訂黒田家譜』第一巻、文献出版、一九八三年）。掟書の宛先の浦々は、糟屋郡が「箱崎、なた、湊、花鶴、相島」、宗像郡が「福岡、つや崎、わたり、勝浦、神湊、大島、江口、鐘崎、地島」である。御牧郡（遠賀郡）は「戸畑、若松并島郷中」とある。

- (59) 『津屋崎町史』資料編上巻（一九九六年）、近世二七号文書。

- (60) 「江口浦」とされているのは、釣川の付け替え工事によって江口の「浦人」は本業を廃して専ら農業を行うようになったが、文化八年（一八一二）に至って「鐘崎と神湊との間、古川の辺の海浜に僅ばかりの漁場を受けて此浦の所有とし、漁釣の利を再興す。海上に於ては神湊・大島・地島・鐘崎等の漁人と入合に定らむ。」という事情のためである（『拾遺』）。ただし『地理全誌』によれば江口浦の漁業は再び廃され、鐘崎村の漁場が「江口浦ヨリ遠賀郡波津浦マデ一里十七町二十間」、神湊村の漁場が「東江口川ニ至ル」とされている。
- (61) 『宗像大社文書』第三卷。戊本では「大勝浦年毛社祭事」の本文に同文があるが、「勝浦浜」を「勝浦」としている。

- (62) 註（7）前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。

- (63) 金内家文書二七一号（一八世紀末〔寛政年間〕頃。新宮町歴史資料館寄託資料。二〇一四年七月二二日実見。福岡県立図書館にマイクロフィルムが所蔵されている。以下金内家文書中の絵図類については同様）。同図には「神湊浦漁場界ヨリ同浦陸境迄八町」とあり、概ね現況に合う。

- (64) 註（34）前掲桑田和明「中世の宗像社と浦・島」では、福津市勝浦（字古賀）の空間（空閑・古賀）神社の存在から、同地周辺を今古賀と比定しているが、この「古賀」に対しての「今古賀」であり、別の場所と考えられる。

- (65) 福津市教育委員会池ノ上宏氏を介して、津屋崎漁協の赤間氏の教示を得た。
- (66) 福岡市総合図書館所蔵の「宗像郡図」（註（49）参照）に「マナイタセ」、九州歴史資料館所蔵の高島文書中の宗像郡図（一一号、「宗像郡 拾五枚之内」、一九世紀）に「マナ板」と見える。主要な絵図類ではこの付近には鼓島のみが記されていることが多い。

(67) 『津屋崎町史』資料編上巻、近世一六号文書（「年毛宮社記」年毛神社文書）。

(68) 『福岡町史』資料編三今林家文書（一九九七年）、一八七号文書。

(69) 『地理全誌』は神湊の漁場については「西四塚勝島ヨリ」と記し、明確ではない。「四塚」とはここでは草崎半島のこと。

(70) 金内家文書二七二号。草崎半島の形状の正確性をやや欠いているが、北西端よりもやや南の瀬がある地点に「立神」と記している。また、寛政六年（一七九四）の「新宮福岡津屋崎勝浦四ヶ浦鯛干場浜絵図」（同二八六号）には、位置を特定できないものの、草崎半島の津屋崎側（西側）に「立がみ石」として直立する石のようなものを描いている。

(71) 註(13) 前掲中村正夫編校訂『宗像郡地誌綜覧』所収。

(72) 『津屋崎町史』資料編上巻、近世二二二号文書（「筑前国宗像郡年毛神社記（写）」）。

(73) 『続風土記』では「神湊」の項で「又此北の海中に勝島とて小島あり。民家少あり。」とあり、『筑陽記』でも「幸湊（神湊）」に関する記述の末尾に「当所ヨリ一町計渡海ノ島ナリ。廻り一里嶼也。民家二竈アリ。（後略）」と記されている。一方、正保年間の国絵図（一六四七年頃。註(99)参照）では「家村なし」とされている。

(74) 寛永十七年の定書と明治五、六年の書き上げが「草崎（山）出鼻」としているところを、『地理全誌』や明治二四年の漁場区域査定書は「草崎山（地）曾根」としており、微妙に異なっている。明治二四年の漁場図によれば、草崎半島の北東端よりやや西の位置から勝島の南端に向かって線が引かれている。地形的には寛永十七年の「草崎出鼻」は草崎半島の北東端の岬である可

能性もあるが、平らな磯場のある北西端を「草崎出鼻」＝「まな板瀬」と想定したい。

(75) 註(15) 前掲『津屋崎町史』通史編（第六編第四章第三節）。

(76) 『津屋崎町史』資料編上巻、近世一五号文書。

(77) 『福岡町史』資料編三今林家文書、一六九号文書。

(78) 『津屋崎の民俗』第一集、津屋崎町史民俗調査報告書、一九九七年。『拾遺』（福岡浦）の項では「大頭」とされているが、「大額」の誤りだろう。

(79) 福津市教育委員会の井浦一氏より教示を得た。なお、旧下西郷村の小字に「菟免川」がある（「明治十五年字小名調」『福岡県史資料』第六輯、一九三六年。以下、小字については特記しないものはこれによる）。

(80) 『福岡町史』資料編三今林家文書、三号文書（今林賢次文書）。

(81) 『続風土記』（糟屋郡裏「花見松原」の項）には、花鶴村は昔は漁人がいて花津留浦といったが、今は農民のみと記されている。

(82) 金内家文書二五八号。

(83) 明治十年には「トヲテン川北岸」から「相島中央」を見通したラインが両浦の境と確認されている（『福岡町史』資料編三今林家文書、二〇二号文書）。旧久保村（古賀市）に「東田（トウデン）」の小字があり、現在も中川と大根川に挟まれた位置に国道三号線「久保石原（東田）」交差点がある。「トヲテン川（東田川）」は川筋にして「千鳥池流」からもう一本南、大根川（花鶴川）より一本北の中川のこと、さらに浦境が移動したことが知られ、この浦境は明治二四年に継承されている。

(84) 註(48) 前掲『福岡県史』近代史料編、福岡県地理全誌（二）巻頭付図。なお、

現在も荊和布川の北側は福津市花見が浜および花見が丘、南側は同花見の里という地名となっている。

(85) 「河津伝記」所引天文二年(一五三三)八月三日大内氏評定衆連署奉書写(『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ、二八二号)によれば、大内氏の御料所となっていた。

(86) 「正任記」文明十年(一四七八)十月十八日条(『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ、一七六・一七七号)、「河津伝記」所引永正元年(一五〇四)十一月廿七日大内義興下文写・同安堵状写(同二三四号)、「薦野家譜」所引永禄三年(一五六〇)二月廿四日付大友義鎮宛行状写・年次不明八月廿六日大友義鎮宛行状写・同書状写(同四〇七・四〇八号)など。

(87) 「河津伝記」所引の永禄十二年(一五六九)かとされる十一月六日付宗像氏貞預ケ状写(同五二二号)では、氏貞は河津隆家に宗像社領の「福万庄西郷内隆家私領分代官職」を預け置いているが、永禄十二年十一月二十四日に大友宗麟が氏貞に隆家の殺害を命じた書状(吉弘文書、同五三二号)では西郷三二〇町分が大友氏の料所とされている。

(88) 註(8)前掲『宗像郡誌』中編。天正九年(一五八一)かとされる五月十日の薦野弥介宛の戸次道雪書状(薦野文書、同六一〇号)には、「西郷五町分」と見える。

(89) 大宰府天満宮文書(『大宰府・大宰府天満宮史料』一七、二〇〇三年)。

(90) 『福岡町史』資料編三今林家文書、一九九号文書。

(91) 薄原山に浦境が移った経緯は未詳だが、その後さらに明治十年に「トラテシ川」が浦境とされたことになる(註(83)参照)。

(92) 奈多浦漁協文書については、福岡市総合図書館所蔵のマイクロフィルムを参照した。明治十年七月十三日の「奈多志賀漁場約定」(十七号)に含まれる明治七年八月の年紀を持つ奈多浦漁場図では、龍王崎から塩屋鼻までを描いており、「明治七年頃ナラン」と記されている「奈多浦抱浜ノ図」(五〇号)も「龍王ハナ」から「塩屋」を描いている。

(93) 沖合いにはシオヤ瀬があり、海の中道海浜公園内の岬にはシーサイドテラスシオヤという建物が建っている。この付近からは沖ノ島が遠望できる。

(94) 「大田資料」三二七号。天明六年(一七八六)の写で、原本は元禄十四年(一七〇二)の作製。描かれている景観は元禄八年のものという。

(95) この位置関係は『筑前国統風土記附録』(以下、『附録』とする)巻八(那珂郡下)所収の「志賀大明神社」の絵図などからも確認できる(『筑前国統風土記附録』上巻、文献出版、一九七七年)。

(96) 明治九年六月の「奈多志賀漁場約定」(一四号)など。厳密には漁法により細かく規定され、明治二四年の漁場区域査定書では、塩屋崎から三二一問東(奈多側)の谷口松までの間の地先が両浦の諸漁人会、谷口松からさらに一五〇問東の尾掛松までの間の地先は奈多浦に諸漁一切の権利を認めつつ、志賀島浦も鰯網・建網の権利を持つ入会漁場とされている。

(97) この下に割書で「按に安芸嚴島の縁起に、筑前国恩賀島より遷し祭るよしいへる。恩賀島ハ則此オンガウ島なるべし。」とある。これについて筆者は、「恩」は元々「息(オキ)」の誤りであった可能性もあると想定しているが、検証はできていない。

(98) 川村博忠編『江戸幕府撰慶長国絵図集成 付江戸初期日本総図』柏書房、

二〇〇〇年。

- (99) 『福岡県史資料』第六輯(名著出版、一九七二年、一九三六年初版) 付図、および正保の国絵図の文化・文政年間頃の写しと考えられている福岡県立図書館所蔵の「筑前国十五郡三図」。また、国立歴史民俗博物館所蔵の「正保日本絵図」(三好唯義・小野田一幸『図説日本古地図コレクション』(新装版)、河出書房新社、二〇一四年)も「御号島」とする。

- (100) 九州大学附属図書館所蔵の「御国絵図」。左記で画像の閲覧が可能である。
<http://hdl.handle.net/2324/432428>

- (101) 江戸後期に民間に流布した精緻な日本図として名高い長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」(安永八年(一七七九)初刊)にも「御号島」と記されている(小林茂ほか編『鎖国時代 海を渡った日本図』大阪大学出版会、二〇一九年)。なお、詳細に論じる余裕はないが、古地図類には「御弓島(オユミシマ)」「御宇島(ミウシマ)」などと表記する事例があり、これらは「御号島」の誤った表記と考えられる。

- (102) 建長四年(一二五二)七月十二日関東御教書(鎌倉遺文七四五八号)、同五年五月三日六波羅書下(『宗像大社文書』第一卷、三一号)。どちらも宗像社側が勝訴している。後者の文書によれば、「昔」から宗像大宮司の所領であった。

- (103) 『宗像大社文書』第二卷。

- (104) 『統風土記』卷二提要下、海島の項では、「於呂島(志摩郡)」としている。

- (105) 高田茂廣『玄界灘に生きた人々』海鳥社、一九九八年、六〇頁。また西浦の漁師が小呂島に立ち寄った際、宗像から移住してきたという老婆がいて、

それを送り返したという逸話も紹介されている。典拠は九州大学図書館所蔵の「梶子文庫」(支子文庫)中の小呂島常番の記録とされているが、今回成稿するまでに内容を確認することができなかった。

- (106) 服部英雄「宗像大宮司と日宋貿易」筑前国宗像唐坊・小呂島・高田牧(九州史学研究会編『境界からみた内と外』下巻、岩田書院、二〇〇九年)。「附録」には「漁家の北なる本谷に出水あり。下流を御手水瀧といふ。此水のミにて島中に井泉なし。常に雨露を湛置て用水とす。炎暑天水乏しきにあへば、順風をまちて西浦又ハ志岐の勝本より用水を漕取るとぞ。」とあるが、通常時であれば水の補給は可能であったと考えられる。

- (107) 申叔舟著・田中健夫訳注『海東諸国紀』岩波文庫、一九九一年。地誌・事典類では、『拾遺』などが『海東諸国紀』には「於露島」とあるとしてそれが継承されているが、古い版本では「於路島」となっており適切でない。ただし、『附録』の編纂者である加藤一純が奉納したという太宰府天満宮所蔵の写本では「於露島」となっており(太宰府天満宮文化研究所編『天神絵巻』大宰府天満宮、一九九一年)、青柳種信も同書を書写していることが知られるから(田中健夫『海東諸国紀』の日本・琉球図)『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八八年)、「於露島」という説はこの辺りから流布したのであろう。

- (108) 註(107)前掲岩波文庫本は「短島」を山口県の角島と注解しているが、同書の「日本国西海道九州之図」にも「短島」が描かれていること、またその位置が於島(大島)の右(東)、本州より下(南)であることからすると、宗像の地島から関門海峡の入口に位置する彦島(引島)にかけてのいずれかの島(ほ

かに白島・藍島・六連島など」と考えられる。音が合うものは見出せないが、中世に「小島」と言った地島か、「低い島」が島名の由来である可能性がある。彦島を「短島」にあてるのはどうだろうか。

(109) 中村栄孝『海東諸国紀』の撰修と印刷〔『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、一九六五年〕。註(107) 前掲田中健夫『海東諸国紀』の日本・琉球図。

(110) 佐伯弘次「中世後期の宗像氏と朝鮮」(川添昭二・網野善彦編『中世の海人と東アジア』海鳥社、一九九四年)。

(111) 『海東諸国紀』では地図に「藍島」とあるほか、応仁元年(一四六七)に「筑前州相以島大將軍源朝臣正家」という人物が朝鮮に遣使しているが、その実態は未詳である。

(112) 『宗像市史』史料編第三巻近世、一〇号文書。

(113) 保立道久「中世前期の漁業と庄園制」〔『歴史評論』三七六、一九八一年〕。中世前期、一二世紀以降の用例がある。

(114) 大島・地島に加え相島の周辺も「海難境目之事」には現れない。島々の漁業権については基本的に本文書の対象外なのではと思うが、地島白浜が登場することが説明できない。後考を俟ちたい。

(115) 新修宗像市史編集委員会より、『新修宗像市史―うみ・やま・かわ―』二〇一九年(二二六頁)に掲載された図(モノクロ)の原図(カラー)の提供を受けた(作成…関西大学黒木貴一教授)。

(116) 安室知「百姓漁師の漁場認識」〔『国際常民文化研究叢書』一、二〇一三年〕。

(117) 国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所蔵、C二七三九番(秋道智彌『明治〜昭和前期漁業権の研究と資料』下巻、臨川書店、二〇二一年)。

この地点は「九、岬村織機山金掛松ト遠賀郡島郷山ト見通、津屋崎ノ鼓島ト薬師山トノ中央ニ磯崎鼻ヲ見出ス見通線ノ交叉点(マガリカネ瀬)」と山アテによって特定されていて、対景図も付されている。

(118) 「大田資料」三〇九号。成立年は不明だが、絵図の形状から一七世紀後半以降のものとして推定されている。正保年間および天和二年の国絵図については、註(99) (100) 参照。

(119) 九州歴史資料館所蔵の高島文書中の「筑前国海上絵図」(二号、文久元年写)および「筑前国沿岸絵図」(五号、一九世紀)。

(120) 註(44) 前掲三井田恒博『近代福岡県漁業史』の付表では「立神瀬」を「辰神瀬」と表記しているが、これは誤記とみられ、ここで問題としている勝島沖の「タツノカミセ」ではない。

(121) 福津市教育委員会池ノ上宏氏を介して、津屋崎漁協の赤間氏より教示を得た。

(122) これらが「奈多浦漁協文書」にのみ記されるのは、先述のように「刀根家文書」の構成の都合と理解されるが、後者はやはり勝島が勝浦浜に属することを特に補っているように思われる。

(123) 『宗像大社文書』第三巻、嶺家文書二五号。

(124) 「元禄十四年筑前図」〔福岡県史資料』第八輯、名著出版、一九七二年、一九三七年初版)に「高曾根瀬」、また九州歴史資料館所蔵の「福岡藩関係史料」中の絵図(B39)に「高曾根」とある。ただし読み方は未詳。

(125) 『昔語り 福岡あゝのころ』福岡町教育委員会(平成四年度版)、二〇五―二〇八頁。

(126) 森田隆明・宮川洋・長洋一・新原正典『古代・中世の香椎』下巻(樞歌書房、

二〇一三年）所収。一〇世紀前半頃の人物である大中臣重国がまとめたものを、一五世紀中頃の武内氏信が重編したと伝えられる、香椎宮代々の神官等によって書き伝えられたもの（同上巻、二〇一二年）。

(127) 坂上康俊「香椎B遺跡出土木簡について」・佐伯弘次「中世の香椎と香椎宮」
(註) (36) 前掲『香椎B遺跡』

(128) 東の鴨山は宮若市(旧鞍手郡)の加茂山(力丸ダム付近)と推定されている(廣渡正利『香椎宮史』文献出版、一九九七年)。南の住吉は住吉神社のある福岡市博多区住吉(旧那珂郡)。

(129) こうした漁業関係の史料の収集・調査は、水産庁の「漁業制度資料調査保存事業」として日本常民文化研究所によって一九四九年からおよそ五年間全国的に行われたが、未完に終わったことが知られている(網野善彦「戦後の日本常民文化研究所と文書整理」『網野善彦著作集』一八、岩波書店、二〇〇九年、初出一九九六年。越智信也「漁業制度資料調査保存事業」と日本常民文化研究所「歴史と民俗」三〇、二〇一四年)。ただ、その成果としての史料の筆写稿本は、国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所および神奈川大学日本常民文化研究所にほぼ同一のものが残されている。この中に、一九五二年採訪の福岡県の文書として「刀根正三家文書」(岡垣村波津)、「波津漁業協同組合文書」のほか、「相島漁業協同組合文書」「野北漁業協同組合文書」「柴田信太家文書」(糸島郡北崎村西ノ浦)が含まれているが、著者は未見である。

本誌の既刊行分データは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第八号

2022(令和4)年9月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課

九州国立博物館・世界遺産室

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)